

証券コード 3727

2026年3月16日

(電子提供措置の開始日 2026年3月9日)

株 主 各 位

東京都新宿区西早稲田二丁目20番9号
株 式 会 社 ア プ リ ッ ク ス
代表取締役社長 倉林 聡子

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第41回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.aplix.co.jp/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2026年3月30日（月曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

「郵送による議決権行使の場合」

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

「インターネットによる議決権行使の場合」

当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、＜インターネットによる議決権行使のご案内＞をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月31日（火曜日）午後1時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿一丁目24番1号
エステック情報ビル21階 会議室A
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項 1. 第41期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第41期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 当社と株式会社グローバルキャストとの株式交換契約承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
第5号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- （1）議決権行使書に賛否の表示がない場合には、議案に賛成の表示があったものとさせていただきます。
（2）議決権行使書とインターネットによる方法とで重複して議決権を行使された場合には、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

以 上

~~~~~

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

~~~~~

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年1月1日～2025年12月31日）における我が国の経済は、内閣府による2025年12月の月例経済報告では「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。」と報告されています。先行きについては、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」と報告されており、依然として不透明な状況が続いております。

このような環境下、当社は当連結会計年度において以下の施策に取り組んでまいりました。

なお、セグメント間の内部売上収益は、セグメントの売上収益に含めております。

セグメントの業績は以下のとおりです。

<ストックビジネス事業>

ストックビジネス事業においては、新サービスであるリテールメディアプラットフォーム「BRIDGE AD」の提供を開始し、国内大手小売業者の店舗において同プラットフォームを活用した広告配信を開始しました。また、本年11月には、販促活動の強化と顧客理解の深化を目的とした新ラインナップ「BA Boost」及び「BA Insight」の展開を開始しました。今後も様々な顧客ニーズを踏まえてラインナップ拡充に取り組んでいく予定です。また、2023年12月4日付適時開示「ジャスミー株式会社との業務提携契約の締結及び新たな事業（前払式支払手段発行業）の開始に関するお知らせ」でお知らせした、新事業の第三者型前払式支払手段について、関東財務局より2026年1月20日付で「前払式支払手段（第三者型）発行者」として登録（登録番号：関東財務局長第00792号）が完了したことについて通知を受領しました。当社ではすでに2025年9月に業務提携先であるジャスミー株式会社との協業により、アプリックス初の電子マネーサービスである「さガッツ！マネー」の提供を開始しておりますが、今回「前払式支払手段（第三者型）発行者」として登録されたことにより、ポイント有効期限に制限がない等、より多様で柔軟な形の電子マネーサービスの提供が可能となったことから、今後はこうした制度対応を活かし自治体や企業

のお客様に対して、ニーズに応じた電子マネーサービスの提案を進めていく予定です。さらに、当社の営業体制について、2025年10月に新たに営業部門担当執行役員を採用・選任するとともに、2026年1月には当社グループ内製品・サービスの横断的営業活動推進を目的とした部署の新設と、新たに当該新設部署担当執行役員の採用・選任を行う等、営業体制の拡充に努めました。加えて、連結子会社であるスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社（以下「SMC」）が提供する通信機能付きAIドライブレコーダー「AORINO」、及び法人向けサービス「AORINO Biz」について、本年より提供を開始したアルコール検知器連携アプリ「FUUDA」（フーダ）を付帯商材として、取次店や販売代理店、OEM先等の販売パートナーと連携しながら営業活動を強化しました。その他、SMCにおける音声・通信サービスの提供のほか、クラウドSIMを用いたモバイルWiFiルーター「THE WiFi」の拡販に注力するとともに、顧客が満足して継続利用できるよう通信環境やサポート等のサービス品質の向上に取り組みました。これらに加えて、2025年12月にはMVNO事業の終了・縮小を検討する事業者から事業を引き継ぐサービス「まかせるMVNO」をベースとしたロールアップM&Aの全国展開を開始しました。

<システム開発事業>

システム開発事業においては、ロケーションビーコン「MyBeaconシリーズ」の拡販に努めたほか、Bluetooth Low Energy通信機能を搭載するハードウェアの試作開発支援等、組込み開発技術を生かしたシステム開発を行いました。また、クラウド関連システムの開発や顧客のニーズに応じたフロントエンドシステムやバックエンドシステムの開発支援やテクニカルサポート等を行いました。

これらの結果、当連結会計年度のストックビジネス事業の売上収益は2,518,287千円（前連結会計年度の売上収益3,164,441千円）、システム開発事業の売上収益は370,961千円（前連結会計年度の売上収益577,352千円）となりました。

事業損益につきましては、ストックビジネス事業の事業利益は297,656千円（前連結会計年度の事業利益374,331千円）、システム開発事業の事業利益は55,041千円（前連結会計年度の事業利益50,766千円）となりました。

また、当連結会計年度においてセグメント利益の調整額が251,001千円（前連結会計年度のセグメント利益の調整額198,054千円）発生しております。セグメント利益の調整額は、連結損益計算書の事業利益と調整を行っております。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上収益は2,873,930千円（前連結会計年度の売上収益3,707,278千円）となりました。

事業損益につきましては、101,696千円の事業利益（前連結会計年度の事業利益

227,043千円)となりました。

営業損益につきましては、64,869千円の営業損失（前連結会計年度の営業利益218,349千円）となりました。

親会社の所有者に帰属する当期損失につきましては、137,410千円（前連結会計年度の親会社の所有者に帰属する当期利益157,083千円）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度において、設備投資等は実施していません。

③資金調達の状況

当連結会計年度においては、特記すべき事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当連結会計年度においては、特記すべき事項はありません。

⑤吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社子会社であるスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社と株式会社H2は、2025年1月1日付でスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社を存続会社、株式会社H2を消滅会社とする吸収合併を行っております。

⑥他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

当連結会計年度においては、特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

日本基準

区 分	第 38 期 (2022年12月期)	第 39 期 (2023年12月期)
売 上 高(千円)	3,501,619	3,758,371
経 常 利 益 (千円)	51,939	201,886
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	138,909	303,156
1株当たり当期純利益(円)	6.28	13.68
総 資 産(千円)	2,822,166	3,111,188
純 資 産(千円)	2,195,039	2,497,652
1株当たり純資産額(円)	98.12	111.80

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。

IFRS

区 分	第 38 期 (2022年12月期)	第 39 期 (2023年12月期)	第 40 期 (2024年12月期)	第 41 期 (当連結会計年度 (2025年12月期))
売 上 収 益(千円)	3,496,572	3,761,038	3,707,278	2,873,930
親会社の所有者に帰属する 当期利益（△損失）(千円)	185,661	336,036	157,083	△137,410
基本的1株当たり 当期利益（△損失）(円)	8.39	15.17	7.18	△6.31
資 産 合 計(千円)	2,961,404	3,273,407	3,885,711	3,516,475
資 本 合 計(千円)	2,210,808	2,554,641	2,594,501	2,348,267
1株当たり親会社所有者帰 属持分(円)	99.52	115.06	119.25	107.69

(注) 1. 第40期よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第38期及び第39期のIFRSに準拠した数値も併記しております。

2. 基本的1株当たり当期利益（△損失）は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出、1株当たり親会社所有者帰属持分は、期末発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当する事項はありません。

②重要な子会社の状況

当社グループは、当社及び連結子会社1社により構成されております。重要な子会社は、以下のとおりです。

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社	10,000千円	100%	電気通信事業法に定める電気通信事業 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業 MVNO事業 光回線・プロバイダーサービスの提供

③特定完全子会社に関する事項

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	株式の帳簿価格	当社の総資産額
スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社	東京都新宿区西早稲田二丁目20番9号	1,917,945千円	2,685,291千円

(4) 企業集団の対処すべき課題

当社では、長年に渡る業績不振を起因とする時価総額の低迷の状況が継続しており、2022年12月期においては、東京証券取引所グロース市場における上場維持基準に対して不適合となったものの、2023年12月期においては同基準に対して適合しましたが、前連結会計年度である2024年12月期及び当連結会計年度においては再度不適合の状況となる等、依然として低迷した状態が継続しております。

このような状況を解消するため、当社では「株式会社グローバルキャストとのM&Aを通じたグループ一体経営の推進」と「M&Aやアライアンスの推進」の2つの施策に取り組むことで、企業価値及び時価総額の向上を図れるものと考えております。

具体的な施策の内容は以下のとおりです。

(1) 「株式会社グローバルキャストとのM&Aを通じたグループ一体経営の推進」

本招集通知参考書類第1号議案のとおり、当社は2026年1月16日開催の臨時取締役会において株式会社グローバルキャスト（本社：愛知県名古屋市、代表取締役社長川口英幸、以下「グローバルキャスト」）と持株会社体制への移行を前提とした株式交換（以下「本株式交換」）を実施することについて決議し、2026年3月31日開催予定の当社第41回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくため、第1号議案として付議しております。本株式交換は2026年4月1日を効力発生日としておりま

すが、本株式交換実施以降の方針として、グループ経営の更なる高度化を目的に、一定の検討期間を設けたうえで持株会社体制への移行を想定しております。そのうえで、「製品・サービス開発力」を持つ当社と、「顧客接点・販売基盤」を持つグローバルキャストが一体となることで、高品質な商品・サービスの安定供給と市場浸透を同時に実現する事業モデルの確立が可能になることや、強固な販売基盤を持つグローバルキャストの販路を活用することで販路拡大も可能になると考えていること等、両社のシナジーを発現させることで早期に企業価値の向上が可能になると考えております。

なお、本株式交換の詳細については、本招集通知参考書類第1号議案の内容をご参照ください。

(2) 「M&Aやアライアンスの推進」

上記(1)のとおり、当社ではグローバルキャストとの株式交換を実施する予定であり、本株式交換の実施により当社の時価総額は向上できるものと考えておりますが、2030年において東証グロース上場維持基準における時価総額基準が現状の「40億円以上（上場後10年経過後から適用）」から「100億円以上（上場5年経過後から適用）」に変更になることを踏まえ、企業価値及び時価総額向上を目的とした施策にさらに積極的に取り組む必要があると考えております。そのうえで、企業価値及び時価総額を向上させるためには、その過程における成長ステージごとに「ヒト・モノ・カネ」の経営資源を確保したうえでそれら経営資源をもとに企業としてスケールアップを図ることが重要であると考えており、そのためには今後もM&Aやアライアンスを通じた外部リソースの取り込み・活用が急務であると考えております。これらを踏まえ、2026年1月16日に開催した当社臨時取締役会において、資本業務提携先であり筆頭株主でもある株式会社光通信（以下「光通信社」）に対して、当社が提供するリテールメディアプラットフォーム「BRIDGE AD」に関する協業を始めとした光通信社との資本業務提携関係を基軸としたビジネス推進や、企業買収に関して豊富な実績と知見を有する光通信グループからM&A支援サービスの提供を受けることによるM&Aやアライアンスの推進等を目的として、新株予約権第三者割当を行うことについて決議しました。今後は光通信社と密に連携しながらこれらの施策を推進していくとともに、当社にとって有益となるM&Aやアライアンスを今後も積極的に検討・実施していく予定です。

当社では、上記に記載した施策を着実に実行することで、企業価値及び時価総額の更なる向上を実現できるものと考えております。

(5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

当社グループは、ストックビジネス事業、及びシステム開発事業の2事業を主要な事業としております。

各事業の内容は以下のとおりです。

[ストックビジネス事業]

MVNO、MVNEサービスの提供やモバイルWiFiルーター、またAIドライブレコーダーの提供、IoT化に必要となる組込み&エッジ、IoTクラウドプラットフォーム、モバイルデータ通信の各領域における製品やサービス、技術等の開発・提供

[システム開発事業]

クラウドを用いたソリューションの開発・提供、及びアプリックスのIoT製品・サービスに無線通信システム(3G、4G等)を用いた製品・サービスの開発・提供

(6) 主要な事業所 (2025年12月31日現在)

① 当社

本社	東京都 新宿区
----	---------

② 子会社

スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社	本社：東京都 新宿区
------------------------	------------

(7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業のセグメントの名称	使用人数 (名)	前連結会計年度末比増減
ストックビジネス事業	10	1名減
システム開発事業	31	1名増
全社 (共通)	12	2名増
合計	53	2名増

(注) 1. 使用人数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含めております。

2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、本社管理業務等に従事しているものであります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
43名	3名増	47.21歳	12年

(8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	325百万円
株式会社りそな銀行	100百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- ①発行可能株式総数 35,000,000株
- ②発行済株式の総数 21,936,130株
- ③株主数 12,351名
- ④大株主 (上位10位)

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
株 式 会 社 光 通 信	1,103,657株	5.06%
チ ャ ー ル ズ レ ー シ ー	955,500	4.38
光通信KK投資事業有限責任組合 無限責任組合員 光通信株式会社	869,600	3.98
株 式 会 社 S B I 証 券	499,985	2.29
楽 天 証 券 株 式 会 社	336,100	1.54
星 川 輝	275,800	1.26
三菱UFJ eスマート証券株式会社	274,600	1.25
光 通 信 株 式 会 社	218,800	1.00
熊 谷 正 昭	213,300	0.97
マ ネ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社	208,129	0.95

(注) 持株比率は自己株式 (129,933株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当する事項はありません。
- ②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当する事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

①取締役及び監査役の状況（2025年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	倉 林 聡 子	経営管理部 部長 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 取締役 株式会社セキュア 社外取締役
取 締 役	鳥 越 洋 輔	執行役員 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長
取 締 役	平 松 庚 三	スマイルワークス株式会社 社外取締役
取 締 役	田 口 勉	トライポッドワークス株式会社 取締役 一般社団法人セキュアIoTプラットフォーム協議会 理事
常 勤 監 査 役	大 西 完 司	スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 監査役
監 査 役	山 田 奨	有限会社山田総合事務所 代表取締役 山田奨公認会計士事務所 代表 山田奨税理士事務所 代表 株式会社CryptoLab 監査役 株式会社ピー・アール・オー 監査役 株式会社リカレント 監査役
監 査 役	坂 口 禎 彦	大東文化大学法学部法学研究所講師 東京地方裁判所 鑑定委員 日本公認会計士協会修了考査運営委員会委員

- (注) 1. 取締役平松庚三氏、田口勉氏は、社外取締役であります。なお、当社は両氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
2. 監査役山田奨氏、坂口禎彦氏は社外監査役であります。なお、当社は両氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
3. 監査役山田奨氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役坂口禎彦氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく社外取締役の損害賠償責任の限度額は、300万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とし、社外監査役の限度額は、100万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による違法行為に起因する損害賠償金等については、填補の対象外としております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、監査役の他、当社子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

②事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

③当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (2名)	44,766千円 (8,160千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	13,404千円 (5,400千円)
合 計 (うち社外役員)	7名 (4名)	58,170千円 (13,560千円)

(注) 1. 当事業年度末現在の取締役は4名(うち社外取締役は2名)、監査役は3名(うち社外監査役は2名)であります。

2. 2001年3月26日開催の定時株主総会決議により、取締役の報酬限度額は年額300百万円、監査役の報酬限度額は年額50百万円であります。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名、監査役の員数は1名であります。

④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

イ. 報酬の構成

当社の取締役の個人別の報酬は、月例の固定報酬を内容とする基本報酬のみで構成されております。

ロ. 決定プロセス及び決定権者

当社の取締役の個人別の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社の業績、役位、職責、個々の取締役の業績等に係る貢献度、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しており、その決定については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長が各取締役の基本報酬の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定とする、以上を当社における取締役の個人別報酬の決定方針としております。なお取締役会は、

当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、当社の報酬委員会より代表取締役社長及び管理担当業務執行取締役が作成した原案に対する報酬委員会の審議内容の報告及び答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長 兼 経営管理部部長の倉林聡子は、当該答申の内容を十分に考慮した上で決定を行っております。

なお、各取締役の基本報酬の決定に関する権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役について評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためです。

ハ. 報酬委員会

当社は、当社の取締役の報酬決定プロセスの透明性及び客観性向上を目的として、任意の諮問機関として報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、取締役の個別の報酬案についてその公正性・妥当性等について審議し、取締役会に対して審議結果を報告するとともに、必要に応じて意見具申を行っております。なお、報酬委員会は、客観性の向上等を目的として社外取締役に構成されております。

報酬委員会の構成員は以下のとおりです。

役職名	氏名
社外取締役	平松 庚三
社外取締役	田口 勉

⑤社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役平松庚三氏は、スマイルワークス株式会社 社外取締役に兼務しております。当社とスマイルワークス株式会社との間には特別の利害関係はありません。
- ・取締役田口勉氏は、トライポッドワークス株式会社 取締役、及び一般社団法人セキュアIoTプラットフォーム協議会 理事を兼務しております。当社とトライポッドワークス株式会社、及び一般社団法人セキュアIoTプラットフォーム協議会との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役山田奨氏は、有限会社山田総合事務所 代表取締役、山田奨公認会計士

事務所 代表、山田奨税理士事務所 代表、株式会社CryptoLab 監査役、株式会社ピー・アール・オー 監査役、及び株式会社リカレント 監査役を兼務しております。当社と有限会社山田総合事務所、山田奨公認会計士事務所、山田奨税理士事務所、株式会社CryptoLab、株式会社ピー・アール・オー、及び株式会社リカレントとの間には特別の利害関係はありません。

- ・ 監査役坂口禎彦氏は、大東文化大学法学部法学研究所講師、東京地方裁判所鑑定委員、及び日本公認会計士協会修了考査運営委員会委員を兼務しておりますが、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況並びに社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 平 松 庚 三	当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席いたしました。取締役会において、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験を通して培った企業経営に関する高度な知見と経験を活かし意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 田 口 勉	当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席いたしました。取締役会において、企業経営に関する高度な知見と経験を活かし意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 山 田 奨	当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回に出席し、監査役会13回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、監視・監督を行い意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 坂 口 禎 彦	当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席し、監査役会13回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、監視・監督を行い意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

①名称 UHY東京監査法人

(注) 当社の会計監査人である監査法人ハイビスカスより、2025年7月1日付で当社の会計監査に参与している公認会計士が全てUHY東京監査法人に移籍となる旨、報告を受けました。そして、監査法人ハイビスカスより、今後はUHY東京監査法人が当社の会計監査の業務を引き継ぐ旨の申し出がありました。当社は、現在の適正な監査体制を継続的に維持するため、協議を重ねた結果、監査法人ハイビスカスからの申し出を受諾し、2025年6月17日の監査役会において、新たにUHY東京監査法人を当社の一時会計監査人として選任することを決議いたしました。なお、監査法人ハイビスカス東京事務所が2025年7月1日をもってUHY東京監査法人と経営統合したことにより、監査法人ハイビスカスは2025年6月17日付で会計監査人を辞任いたしました。それに伴い、2025年6月17日開催の監査役会においてUHY東京監査法人を一時会計監査人に選任し、同監査法人が就任しております。

②報酬等の額

	監査法人ハイビスカス	UHY東京監査法人
当事業年度に係る報酬等の額	8,950千円	26,850千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	8,950千円	26,850千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、或いは会計監査人による監査の実施状況及び当該会計監査人に生じた事由等から、当社の会計監査人であることにつき当社にとって支障があると思料され、その必要があると判断した場合は、当監査役会が策定した「会計監査人の評価及び選定基準等に係る要領」に則り、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められる項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、当監査役会が策定した「会計監査人の評価及び選定基準等に係る要領」に則り、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」及び「監査役監査基準」等を踏まえ、会計監査人から必要な資料の入手及び報告聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状

況、及び監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかどうかの検討を行うとともに監査報酬見積の算出根拠等を確認し、当監査役会が策定した「会計監査人の評価及び選定基準等に係る要領」に則り慎重に検討した結果、これらについて適切妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に基づき同意いたしました。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について見直しをし、2015年6月4日に取締役会において決議された内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人は、法令及び定款並びに行動規範及びコンプライアンス規程を含む社内規程等を遵守することを企業活動のひとつの前提とし、企業価値を向上させるべく職務を遂行する。
 - (2) 取締役は、その職務の執行において、業務の実効性、財務報告の適正性、事業活動に関わる法令等の遵守、及び資産の保全等を図るため、内部統制に係る体制を含む全社的な法令等遵守（以下「コンプライアンス」という）のための体制の整備及び適切な運用に努めるとともに、内部統制システムの運用に係る有効性の評価を含む状況報告を定期的に受ける。当該有効性評価に係り、内部監査部門による継続的な監視活動を行う。
 - (3) 取締役は、他の取締役の職務の執行を相互に監視監督し、法令及び定款に係る適合性等に関して疑義を生じた場合には、取締役会及び監査役会へ報告を行う。当社では、継続して社外取締役を置くことにより、取締役の職務の執行に係る取締役間の監督機能の維持向上を図る。
 - (4) 取締役会は、取締役会規程等に従って、当社並びに当社の子会社に係る重要事項の審議、決定、及び報告等を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。
 - (5) 監査役は、独立の立場、公正不偏の態度、信念に基づく行動、監査品質向上のための継続的自己研鑽等を監査に携わる者の心構えとし、内部統制システムの整備運用状況等を含め、取締役の職務の執行の監査を行う。
 - (6) 取締役及び使用人は反社会的勢力及び団体と決して関わりを持たず、不当な要求等に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応する。また、社会倫理及びコンプライアンスに照らし、問題があると思料される活動には関与しない。
 - (7) 社内においてコンプライアンス違反行為が行われ或いは行われようとしていることを取締役或いは使用人等が感知した場合に、当社の監査役或いは社外弁護士等、通報者の権利の保護を徹底した相談乃至通報窓口に適時適宜通報できる体制を整備する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、法令等に基づき適宜規程等を制定し、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的に記録し、適切に保存及び管理を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、経営に重大な損失を与える恐れのある様々なリスクに対し適切な管理等の対応を行うことを目的としてリスク管理に関する規程等を制定し、当社及び当社子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）のリスク管理についての基本方針及び推進体制の概要を定め、当該規程に従った実効的なリスク管理を行うとともに、グループ横断的な事前予防体制の整備に努める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、業務執行を迅速化しかつ権限と責任を明確化することを目的として執行役員制度を導入し、選任した執行役員の職務権限を定めた規程その他執行役員会の運用に関する各種社内規程に明確化し、これに基づいて効率的な意思決定を行う。また、当社グループ全体の職務執行に関する意思決定を迅速に行うため、代表取締役社長、全執行役員、及び統括部長により構成された業務執行会議を原則として月1回と必要に応じて臨時で開催し、製品開発戦略、事業計画実現にかかる重要案件の方針、及び年度予算等の主に事業活動に関する重要事項に係る意思決定を迅速に行うとともに、当社の取締役及び指名された者により事業セグメント別の事業等に係る会議等を開催して適宜議論及び状況確認等を行い、重要事項の決定等を行う。
- (2) 取締役及び使用人による意思決定と業務執行についての権限及び責任を明確にするとともに、職務分掌に関する規程を整備し、組織間の適切な役割分担と連携の確保に努める。
- (3) 業務の簡素化、組織のスリム化及びITの適切な利用等を通じ、業務の効率化を推進する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ① 子会社の取締役等から当該事業及び財務状況並びにその他の重要な情報に係る適切な報告を当社が受けるため、必要に応じて、当社の取締役又は使用人は子会社の開催する取締役会等に適宜出席する。
 - ② 子会社の経営については、自主性を尊重しつつも、当社又は当社グループ全体に影響を与えると考えられる重要事象については、当社執行役員会、業務執行会議、及び取締役会への付議等を行う。
 - ③ 子会社の取締役等を当社の執行役員等に起用すること、又は当社の取締役等又は使用人を子会社の取締役等に推薦すること等により、当社グループ全体としての情報の共有化を図る。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、子会社各社が当社で定めるリスク管理に関する規程及び各国法令等に則り、適宜規程等を定めてそれを運用するよう指導及び監督を行うとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社に対して、取締役会非設置会社の選択や、子会社の取締役等のみで決議が可能な事項等について基準を定めさせる等、子会社の事業内容や規模等に応じて子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- (4) 子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、子会社各社が当社で定めるコンプライアンスに関する規程及び各国法令等に則り、適宜規程等を定めて企業倫理の浸透を率先して行う体制を構築しそれを運用するよう、指導及び監督を行う。
 - ② 当社は、当社グループ全体で相談・通報体制を設け、子会社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることを子会社の取締役等又は使用人が知った際に、当社の監査役又は社外弁護士に通報できる体制を整備する。
 - ③ 当社は、子会社が通報者の希望により匿名性を保障するとともに、通報者に対して不利益な扱いをしないよう、子会社の取締役等及び使用人に周知徹底する。
- (5) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために、子会社の適切な管理、実践を可能とする体制を構築し、運用することを目的として、子会社管理規程を制定する。
 - ② 当社の内部監査部門は、当社グループにおける内部監査を統括し、当社グループの内部統制の整備・運用状況の評価、業務執行状況の監査及び改善提案を行う。
 - ③ 当社の監査役及び監査役会並びに内部監査部門は、当社グループにおける業務の適正を確保する目的により、子会社の業務の適正性等につき必要に応じて適宜調査等を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 当社の取締役は、当社の監査役が監査役の職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助使用人」という）の配置を求めた場合、当社の監査役と適宜協議を行い、監査役補助使用人を配置する。
 - (2) 当社の取締役は、研修等を通じて監査役補助使用人の技能の向上を図ることに協力するとともに、監査役から要望がある場合、必要に応じて監査役補助使用人の変更及び増員等を行うものとし、その人事については当社の監査役と協議の上決定する。
 - (3) 監査役補助使用人を配置した場合、監査役補助使用人を配置した旨及び監査役補助使用人は当社の監査役の指揮命令にのみ従う旨を当社グループに周知する。
7. 監査役補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 当社の監査役補助使用人は、その補助すべき期間において、当社の監査役の指揮命令の下に行動し、原則として当社の取締役その他当社の監査役以外の者から指揮命令及び職務遂行上の制約は受けない。また、当該使用人に係る人事異動、人事評価、賞罰、その他の事項等は、原則として監査役会の協議に基づいて決定し、当社の取締役その他当社の監査役以外の者からの独立性を確保する。
8. 監査役補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当社の監査役補助使用人は、当社の監査役の指示に基づく職務の過程において知り得た一切の事項に関し、当社の監査役に報告するものとし、当社の監査役の同意なくして、当社の監査役以外の者に当該事項を伝達してはならない。
9. 監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
- 当社の監査役は、会社の業務執行過程において取締役会、その他重要と認められる会議に出席し、業務執行過程における意思決定の過程や職務の執行状況について常に把握し、会議体の議事録、稟議書、契約書等、業務執行に係る重要な書類を閲覧する。当社の取締役及び使用人は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合には、当社の監査役に対し当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から報告の求めがあった場合には、その報告を行う義務を負う。社内及び社外に設置した内部通報窓口に行われた通報、相談は監査役にも報告を行う。
- (2) 子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
- 当社の子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合、当社の監査役に対し当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から報告の求めがあった場合には、その報告を行う義務を負う。
- (3) その他監査役への報告に関する体制
- 当社の子会社の取締役等は、原則として四半期に一度、決算等の状況について当社の監査役にその詳細の報告を行う。
10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、当社の監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 当社は、当社の監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理を行う。
 - (2) 当社の監査役は、通常の監査費用以外に緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用等が

発生する場合には、監査役会規程に則り、適宜事前通知等を行う。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の監査役は、その職務の執行にあたり、他のいかなる者からも制約を受けることなく、当社の取締役の職務執行が法令及び定款に準拠して適法に行われているかどうかについて、独立して自らの意見形成を行う権限を持つ。この独立性と権限を確保するために、監査役会規程において、当社の監査役の権限を明確にするとともに、当社の監査役は、監査役会が定めた監査計画等に基づき、内部監査部門、会計監査人、その他必要と認める者と適宜連携して監査を実施し、監査の実効性を確保する。また、当社の監査役会は、監査役会規程に則り、特定監査役を選定することができる。
- (2) 当社の監査役は、監査の実施に当たり、監査役会が必要と認める場合には、独自に外部専門家の活用を検討する。
- (3) 当社の監査役会が定める監査計画を、当社グループの取締役及び執行役員等に適宜周知する。当社グループの取締役及び執行役員等は、当該計画に係る監査役の職務の適切な遂行がなされるよう協力する。

13. 当社グループにおける財務報告の適正性を確保するための体制

- (1) 適正かつ適時の財務報告のために、法令及び会計基準等に則った財務諸表を作成するとともに、情報開示に係る規程等に従い、協議・検討・確認を経て開示する体制を整備し運用する。
- (2) 財務報告に係る内部統制として、金融商品取引法に於ける内部統制報告制度を適切に実施するため、業務プロセスの改善を適宜推進するとともに、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて、自己による評価及び改善並びに外部監査人による評価等を行う体制を整備する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループの内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役会の職務執行

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役4名で構成されており、社外監査役2名を含む監査役3名も取締役会に出席しております。取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い、原則として3か月に1回以上の定時取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催し、重要事項の審議・決定をするほか、随時取締役及び執行役員を監督を行っています。

取締役会は、取締役及び執行役員等の権限と責任を定めた「執行役員会議規程」及び「職務権限規程」等を整備し、迅速且つ効率的な意思決定を行っています。また、当社グループ全体の職務執行に関する意思決定を行うにあたり、事業部門毎の会議等を開催し、意思決定に必要な情報の収集、状況確認及び議論等を行っています。また、業務の効率化や実効性を担保するため、組織の見直しや業務プロセスの見直しについても適宜実施しております。

2. 監査役会の職務執行

当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤の社外監査役2名による計3名の監査役で構成されております。監査役は、月次の定時監査役会のほか、定時及び臨時取締役会並びに必要なに応じてその他の社内会議に出席し、取締役の職務の執行に対する監査を行っています。さらに、監査役は原則として四半期ごとに会計監査人から会計監査の年度計画、並びに会計監査の状況及びその結果について報告を聴取するほか、必要に応じ適宜意見交換を実施しております。

当社の監査役会は、特定監査役を選定し、当社の監査役会が定める監査計画を、当社グループの取締役及び執行役員等に適宜周知しています。なお、当社では、当社の監査役が監査役補助使用人の配置を求めた場合、監査役補助使用人を配置することができますが、当連結会計年度末現在、監

査役補助使用人は設置しておりません。

3. リスク管理体制

当社グループのリスク管理についての基本方針及び推進体制の概要を定めた「リスク管理規程」を整備し、当該規程に則ったリスク管理を行っています。

4. コンプライアンス体制

当社では、「グループ行動規範」及び「コンプライアンス規程」等の規程を制定し、取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に則って行われるよう周知徹底しています。新入社員に対しては、オリエンテーション時に内部通報制度を含む、当社のコンプライアンス体制について説明を行い、社員に対してはコンプライアンス研修又は業務に関連したコンプライアンスの指摘等を適時実施しています。

5. 子会社管理体制

当社では、取締役会、執行役員会議及び業務執行会議等の会議において、子会社の業務及び財務状況並びにその他の重要な情報に関する共有及び協議を行っております。また、当社の取締役は、子会社の取締役を兼任しており、当社グループ全体の情報の共有化を図るとともに、子会社における適切な業務の執行、ひいては当社グループにおける業務の適正を確保しています。当社では「子会社管理規程」を整備し、子会社の適切な管理、実践を可能とする体制を構築しております。子会社は、当社の「グループ行動規範」を適用し、また「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」等を準用することにより、グループ一体となったコンプライアンス体制及びリスク管理体制を整備、運用しております。

6. 内部監査体制

当社の内部監査室は、独立した組織として設置されており、当社グループにおけるリスクに基づいて策定した年間内部監査計画のもと、監査役及び会計監査人と連携を図りながら、内部統制の整備・運用状況評価や業務監査等の継続的な監視活動を実施しております。また、監査結果により抽出された課題の改善に向けた助言やフォローアップ、代表取締役等への監査結果報告を行っております。

7. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社では、適正かつ適時の財務報告のために、法令及び会計基準等に則った財務諸表を作成するとともに、情報開示に係る規程等に従い、協議・検討・確認を経て開示する体制を整備し運用しています。また、当社の内部監査室は、金融商品取引法に於ける内部統制報告制度が適切に実施されているかを評価するとともに、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて業務プロセスの改善を適宜推進しています。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業体質強化のために経営基盤の充実を図り企業価値を向上するとともに、株主の皆様に対して利益を還元することを重要な課題と位置付けております。

当社は、今後とも継続して企業価値の向上に努めてまいりますと同時に、収益力の向上に注力し利益を積み上げることにより配当を可能とする剰余金をさらに確保することで、中長期的な視点で当社株式を保有していただいている株主の皆様へ、配当性向の目安水準を30%に設定したうえで継続的な配当を実現できるようにしていく方針であります。

上記方針に則り、当事業年度の期末配当金については1株当たり3.5円としております。

内部留保につきましては、配当とのバランスを勘案しつつ、企業価値の向上に寄与する事業基盤の構築、戦略的な知的財産の活用、優秀な人材の確保、新規事業の創出、M&A等の戦略的な投資に充当し、将来にわたる株主利益確保のために有効に役立ててまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関といたしましては取締役会であります。

(8) 会社の支配に関する基本方針

当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のため、大量買付行為を行おうとするものに対し、適切な情報の開示を求めるとともに、当社の判断や意見等も公表することで、株主の皆様が適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めるだけでなく、明らかに企業価値・株主価値を毀損する大量買付行為に対処するため、必要に応じて金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

連結財政状態計算書

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	1,802,826	流動負債	660,904
現金及び現金同等物	1,333,896	営業債務及びその他の債務	268,131
営業債権及びその他の債権	339,432	借入金	198,011
棚卸資産	104,808	リース負債	11,300
未収法人所得税	179	未払法人所得税	57,832
その他の流動資産	24,509	その他の金融負債	61,389
非流動資産	1,713,649	その他の流動負債	64,239
有形固定資産	1,268	非流動負債	507,302
使用権資産	11,933	借入金	223,125
のれん	779,269	リース負債	3,028
無形資産	782,572	引当金	9,927
その他の金融資産	102,499	その他の金融負債	61,623
契約コスト	36,105	繰延税金負債	209,028
		その他の非流動負債	569
		負債合計	1,168,207
		資本の部	
		親会社の所有者に帰属する持分	2,348,267
		資本金	66,057
		資本剰余金	1,845,360
		利益剰余金	463,364
		自己株式	△26,514
		資本合計	2,348,267
資産合計	3,516,475	負債及び資本合計	3,516,475

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上収益	2,873,930
売上原価	1,909,423
売上総利益	964,506
販売費及び一般管理費	862,809
事業利益	101,696
その他収益	27,349
その他費用	193,916
営業損失(△)	△64,869
金融収益	6,472
金融費用	10,255
税引前損失(△)	△68,653
法人所得税費用	68,757
当期損失(△)	△137,410
当期損失(△)の帰属	
親会社の所有者	△137,410
当期損失(△)	△137,410

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の包括利益累計額	合計
2025年1月1日	62,556	1,842,759	715,660	△26,474	—	2,594,501
当期包括利益						
当期損失 (△)	—	—	△137,410	—	—	△137,410
その他の包括利益	—	—	—	—	△39,535	△39,535
当期包括利益合計	—	—	△137,410	—	△39,535	△176,945
所有者との取引額等						
新株の発行	3,501	3,398	—	—	—	6,900
資本剰余金から利益剰余金への振替	—	△797	797	—	—	—
剰余金の配当	—	—	△76,147	—	—	△76,147
自己株式の取得	—	—	—	△40	—	△40
その他の包括利益累計額から利益剰余金への振替	—	—	△39,535	—	39,535	—
所有者との取引額等合計	3,501	2,601	△114,885	△40	39,535	△69,287
2025年12月31日	66,057	1,845,360	463,364	△26,514	—	2,348,267

	資本合計
2025年1月1日	2,594,501
当期包括利益	
当期損失 (△)	△137,410
その他の包括利益	△39,535
当期包括利益合計	△176,945
所有者との取引額等	
新株の発行	6,900
資本剰余金から利益剰余金への振替	—
剰余金の配当	△76,147
自己株式の取得	△40
その他の包括利益累計額から利益剰余金への振替	—
所有者との取引額等合計	△69,287
2025年12月31日	2,348,267

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社

連結範囲の変更

連結子会社でありました株式会社H2は、当連結会計年度において、連結子会社であるスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結子会社の範囲から除外しております。

② 主要な非連結子会社の名称等 該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数
該当事項はありません。
- ② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等
該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 金融資産

A. 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産又は償却原価で測定する金融資産に分類しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融資産を認識しております。

全ての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で当初測定しております。また、重大な金融要素を含まない営業債権は、取引価格で当初測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融商品については、当初認識時において個々の資本性金融商品ごとに、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に取消不能の指定をしております。

B. 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて次のとおり測定しております。

(i) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。なお、利息収益、為替差損益、減損及び認識の中止時の利得又は損失は純損益に認識いたします。

(ii) 公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定し

たものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識し、その累計額はその他の包括利益累計額に認識後、認識を中止した場合、又は公正価値が著しく下落した場合は利益剰余金に振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として純損益として認識しております。

C. 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんど全てを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

なお、連結財政状態計算書上で認識された資産を譲渡するものの、譲渡資産又は譲渡資産の一部に係るリスクと経済価値の全て、又はほとんど全てを保持する取引を締結した場合には、譲渡資産の認識の中止は行っておりません。

D. 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしておりますが、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って当社グループに支払われるべき全ての契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいる全てのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積もっております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

当社グループは、期日経過が90日以上となる場合など金融資産の全体又は一部分について回収できず、又は回収が極めて困難であると判断された場合には、債務不履行とみなしております。金融資産が信用減損している証拠がある金融資産については、総額での帳簿価額から貸倒引当金を控除した純額に実効金利を乗じて利息収益を測定しております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

ロ. 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額とのいずれか低い金額で測定しております。取得原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のコストのすべてを含んでおり、原価の算定にあたっては、商品及び製品、原材料については主として移動平均法、仕掛品については個別法を用いております。正味実現可能価額は、通常の営業過程における見積売価から、完成までの見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額であります。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

A. 認識及び測定

有形固定資産については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には資産の取得に直接関連する費用、資産の解体及び除去費用、原状回復費用の当初見積額が含まれております。

B. 減価償却

土地、建設仮勘定以外の有形固定資産は、使用が可能となった時点から、各構成要素の見積耐用年数にわたって定額法で減価償却しております。主要な有形固定資産の見積耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物：10年

機械、運搬具及び工具器具備品：4年

資産の減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は毎年見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

ロ. のれん及び無形資産

A. のれん

当初認識時におけるのれんの測定は、支払対価の公正価値、被取得企業の非支配持分の金額及び段階取得の場合には取得企業が以前より保有していた被取得企業の支配獲得日の公正価値の合計が、取得日における識別可能資産及び引受負債の正味価額を上回る場合に、その超過額をのれんとして認識しております。一方、この対価の総額が、識別可能資産及び負債の正味価額を下回る場合、その差額を利得として純損益に認識しております。

のれんは償却を行わず、資金生成単位又は資金生成単位グループに配分し、毎年同時期及び減損の兆候を識別した時はその都度、減損テストを実施しております。減損については、「③非金融資産の減損」に記載しております。のれんの減損損失は純損益として認識されますが、戻入は行っておりません。

B. 無形資産

無形資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

個別に取得した無形資産は取得原価で測定しており、企業結合により取得した無形資産の取得原価は企業結合日の公正価値で測定しております。

耐用年数を確定できる無形資産はそれぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で償却しております。主要な無形資産の見積耐用年数は次のとおりであります。

・顧客関連資産：6～9年

・ソフトウェア：5年

資産の償却方法、見積耐用年数及び残存価額は毎年見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

ハ. リース

当社グループは、契約締結時に、契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判断しております。

当社グループは、非リース要素を分離せずに、リース要素とこれに関連する非リース要素を単一のリース要素として会計処理することを選択しております。

借手としてのリース

当社グループは、リースの開始日に使用権資産とリース負債を認識します。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産は、取得原価で当初測定しております。この取得原価は、リース負債の当初測定額に、開始日又はそれ以前に支払ったリース料を調整し、原資産の解体及び除去、原状回復コストの当初見積額を加えて算定します。

使用権資産の認識後の測定は原価モデルを採用し、取得原価から減価償却費累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。使用権資産は、リース期間又は使用権資産の耐用年数のいずれか短い方の期間にわたって、定額法により減価償却します。

短期リース及び少額資産のリース

当社グループは、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額資産のリースについて、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。当社グループは、これらのリースに係るリース料をリース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

③ 非金融資産の減損

棚卸資産、繰延税金資産を除く非金融資産については、資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価しております。

減損の兆候が存在する場合には、個別の資産又は資金生成単位ごとの回収可能価額を測定しております。なお、のれんは償却を行わず、毎期同時期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

減損テストにおいて、資産は、継続的な使用により他の資産又は資金生成単位のキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループに集約しております。企業結合から生じたのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しております。当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっております。

回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方で算定しております。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその資産の固有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しております。

個別の資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を上回る場合には純損益にて減損損失を認識し、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその資金生成単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに係る減損損失は、戻入れを行っておりません。のれん以外の非金融資産に係る減損損失は、減損損失がもはや存在しないか又は減少している可能性を示す兆候が存在する場合に当該資産の回収可能価額を見積もっており、回収可能価額が減損処理後の帳簿価額を上回った場合には減損損失の戻入れを行っております。なお、減損損失の戻入れは過去の期間において当該資産に認識した減損損失がなかった場合の帳簿価額を超えない範囲を上限として回収可能価額と帳簿価額との差額を純損益にて認識しております。

④ 従業員給付

短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算を行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を有し、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

⑤ 収益

当社グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下、IFRS第15号）の範囲に含まれる取引について次の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。（IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く）。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

イ. ストックビジネス事業

ストックビジネス事業においては、主に携帯電話端末やSIMカードの販売や通信サービスの提供やモニタリングプラットフォームサービス「HARPS」の提供、クラウドサービスの提供等を行っております。

携帯電話端末やSIMカード、その他製品の販売は、製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しており、通信サービスは、各種通信回線の利用を可能な状態にしておくサービスであることから、契約期間にわたって履行義務が充足されると判断しており、当該履行義務が充足される契約期間にわたり収益を認識しております。

製品の販売やサービス提供の対価に係る収益の対価は、履行義務の充足時点から主として1か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

ロ. システム開発事業

システム開発事業においては、主にシステム開発やロケーションビーコン「MyBeaconシリーズ」の販売を行っております。

システム開発については、進捗により履行義務が充足されていくものと判断しており、一定の期間にわたり充足される履行義務として、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、予想される開発原価総額に占める発生した開発原価の割合に基づいております。また、完成までに要する総原価が信頼性をもって見積ることができない場合には、発生したコストのうち回収可能性が高いと判断さ

れる部分と同額を収益として認識しています。

準委任契約による取引については、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。製品の販売については、製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で、継続的なサービスについては当該契約履行義務が充足される期間にわたり収益を認識しております。

製品の販売やサービス提供の対価に係る収益の対価は、履行義務の充足時点から主として1か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

契約獲得コスト

当社グループは、顧客との契約獲得のための増分費用のうち、回収可能であると見込まれる部分について資産として認識しております。当社グループにおいて契約獲得の増分コストとして認識している資産は、主として顧客獲得時に発生する代理店への手数料であります。

資産として認識された顧客との契約の獲得のための費用は、関連する財又はサービスが提供されると予想される期間にわたり、費用を配分しております。

⑥ 外貨換算

外貨建取引

外貨建取引は、取引日における為替レート、又はそれに近似するレートにより機能通貨に換算しております。

外貨建貨幣性資産・負債は、報告日の為替レートで機能通貨に換算しております。外貨建の公正価値で測定される非貨幣性資産・負債は、その公正価値の測定日における為替レートで機能通貨に換算しております。外貨建の取得原価に基づいて測定されている非貨幣性項目は、取引日の為替レートで換算しております。換算又は決済により生じる換算差額は、純損益で認識しております。

⑦ グループ通算制度の適用

当社及び国内の100%出資子会社は、グループ通算制度を適用しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

のれん及び顧客関連資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
のれん	779,269
顧客関連資産	653,305

連結財政状態計算書の非流動資産に、連結子会社（スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社）の企業結合に伴い識別した、のれん及び顧客関連資産を計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんを含む資金生成単位については、毎年同時期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と、貨幣の時間的価値及びその資産又は資金生成単位に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いた当該資産の継続的使用及び最終的な処分から発生すると見込まれる将来キャッシュ・フロー評価によって測定される使用価値のいずれか高い金額を用いております。

使用価値は、過去の経験と外部からの情報を反映し、経営者によって承認された今後5年度分の事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位又は資金生成単位グループの税引前の加重平均資本コストにより現在価値に割り引いて算定しております。なお、事業計画の期間を超えるキャッシュ・フローの見積りにおいて、成長率は産業の状況を勘案し2.57%~2.58%と仮定しております。成長率は、資金生成単位グループが活動する産業の長期平均成長率を超えておりません。将来キャッシュ・フローの予測に当たっての主要な仮定は直近の事業計画達成状況、契約の獲得実績や獲得予測、経営環境及び市場環境の予測などに基づき策定された翌連結会計年度の事業計画等であります。市場環境の予測は主に景気動向や需給動向の予測を含んでおり、当社グループが入手可能な情報に基づいた一定の仮定と経営者の判断を伴うものでありますが、不確実性が高く、事業計画との乖離が生じる可能性があります。事業計画との乖離が生じた場合、翌連結会計年度に減損損失が発生する可能性があります。

5. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権 91,295千円
その他の非流動資産 792,311千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 24,133千円

(3) 使用権資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 76,512千円

(4) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	300,000千円
借入実行残高	100,000
差引額	200,000

6. 連結損益計算書に関する注記

減損損失の注記

(1) 資金生成単位

当社グループでは、資金生成単位として他の資産または資産グループからおおむね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループとしております。

(2) 減損損失

減損損失を認識した資産の種類別内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

種類	セグメント	金額
無形資産	ストックビジネス事業	80,139
のれん	ストックビジネス事業	113,777
減損損失合計		193,916

(BRIDGE AD事業に係る減損損失)

BRIDGE AD事業のサービスインについて当初計画から大幅に遅れが生じたことを踏まえ、BRIDGE AD事業に係る資金生成単位における資産グループの回収可能価額を測定した結果、減損損失80,139千円をその他費用に計上しております。減損損失の内訳は、無形資産80,139千円であります。

なお、回収可能価額は、事業計画と成長率を基礎とした将来キャッシュ・フローを基に算定した使用価値で測定しております。

(MVNO事業に係る減損損失)

スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社が提供するMVNE/MVNOサービスの契約ユーザー数減少などを起因として、MVNO事業に係る資金生成単位における資産グループの回収可能価額を測定した結果、減損損失113,777千円をその他費用に計上しております。減損損失の内訳は、のれん113,777千円であります。

なお、回収可能価額は、事業計画と成長率を基礎とした将来キャッシュ・フローを基に算定した使用価値で測定しており、割引率は9.84%を使用しております。

7. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	21,886,130株	50,000株	一株	21,936,130株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	129,687株	246株	一株	129,933株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円) (注)	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	76,147	3.5	2024年12月31日	2025年3月31日

(注) 1株当たり配当額には記念配当1円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円) (注)	基準日	効力発生日
2026年2月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	76,321	3.5	2025年12月31日	2026年3月17日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び株式数に関する事項

- ・第S-1回新株予約権(2016年8月10日取締役会決議分)

普通株式 215,000株
- ・第S-6回新株予約権(2022年8月10日取締役会決議分)

普通株式 214,200株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

資本管理

当社グループは、中長期に持続的成長を続け企業価値を最大化するために、最適な資本構成を実現し維持することを資本管理の基本方針としております。

当社グループが資本管理において用いる主な指標は、親会社所有者帰属持分利益率(ROE)であります。

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

財務リスク管理

当社グループは、事業を営む上で信用リスク、流動性リスク、市場リスク(価格リスク、為替リスク及び金利リスク)などの様々な財務リスクにさらされております。当社グループは、当該財務上のリスクの防止及び低減のために、一定の方針に従いリスク管理を行っております。

① 信用リスク

当社グループは、事業を営む上で、営業債権及びその他の債権、その他の流動資産及びその他の金融資産(敷金及び保証金等)において、取引先の信用リスクに晒されております。

当社グループは、当該リスクの未然防止又は低減のため、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有しておりません。また、当該リスクの管理のため、当社グループは、事業ごとに別途定める基準に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しております。

当社グループの連結財政状態計算書で表示している金融資産の減損後の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。なお、保有する担保の評価及びその他の信用補完は考慮しておりません。

当社グループでは、営業債権と、その他の債権、その他の流動資産及びその他の金融資産に区分して貸倒引当金を算定しております。

営業債権における貸倒引当金は、全期間の予想信用損失を集合的に測定しており、過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した引当率を乗じて算定しておりますが、当社グループが受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローに不利な影響を与える以下のような事象等が発生した場合は、信用減損している金融資産として個別債権ごとに予想信用損失を測定しております。

- ・取引先の深刻な財政困難
- ・債権の回収不能や、再三の督促に対しての回収遅延
- ・取引先が破産やその他財政再建が必要な状態に陥る可能性の増加

その他の債権、その他の流動資産及びその他の金融資産については、原則的なアプローチに基づき、信用リスクが著しく増加していると判定されない債権等については、同種の資産の過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した引当率を帳簿価額に乗じて算定しております。信用リスクが著しく増加していると判定された資産及び信用減損金融資産については、見積将来キャッシュ・フローを当該資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値の額と、帳簿価額との間の差額をもって算定しております。

② 流動性リスク

当社グループは、事業計画に照らして資金需要が増加した場合は、金融機関からの借入により調

達する方針であります。

なお、当社グループは、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

③ 市場リスク

市場リスクは、市場価格の変動により金融商品の公正価値、将来キャッシュ・フローが変動するリスクであります。市場リスクには、価格リスク、為替リスク及び金利リスクが含まれております。なお、当社グループが保有する金融商品は重要な市場リスクに晒されておられません。

a. 価格リスク

当社グループは、主に業務上の関係を有する企業の株式等を保有しており、資本性金融商品の株価変動リスクに晒されております。当社グループが保有する資本性金融商品には、非上場株式が含まれており、定期的に時価や発行体の財務状況等を勘案して保有状況を見直しております。

b. 為替リスク

当社グループは、主として外貨建ての営業債権に係る為替の変動リスクに晒されております。当社グループは、当該リスクを管理することを目的として、為替相場の継続的なモニタリングを行っております。

c. 金利リスク

当社グループは、運転資金確保のため金融機関からの借入を通じて資金調達を行っており、金利変動リスクに晒されております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

金融商品は、その公正価値の測定にあたって、その公正価値の測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類しております。当該分類において、それぞれの公正価値のヒエラルキーは、以下のように定義しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

当社グループは、公正価値の測定に使用される公正価値の階層のレベルを、公正価値の測定の重要なインプットの最も低いレベルによって決定しております。

経常的に公正価値で測定する金融商品

① 公正価値のヒエラルキー

公正価値の階層ごとに分類された、金融商品は次のとおりであります。

(単位：千円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	—	—	0	0
その他	—	—	50	50
合計	—	—	50	50

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。

レベル間の重要な振替が行われた金融商品はありませぬ。

当連結会計年度において、経常的に公正価値で測定するレベル3の資産及び負債について、公正価値の測定が純損益又はその他の包括利益に与える影響に重要なものではありません。

② 公正価値の測定方法

市場性のない有価証券については、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法、純資産価値に基づく評価技法、その他の評価技法を用いて算定しており、公正価値ヒエラルキーレベル3に区分しております。

③ レベル3に分類される資産に関する定性的情報

当社グループにおいて、レベル3に分類されている金融商品は、主に非上場株式により構成されております。非上場株式の公正価値の測定は、対象となる金融商品の性質、特徴及びリスクを最も適切に反映できる評価技法及びインプットを用いて、入手可能なデータにより公正価値を測定しております。その結果は適切な権限者がレビュー及び承認しております。

なお、レベル3に分類した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれておりません。

④ レベル3の調整表

レベル3に分類された金融商品に係る期中変動は以下の通りであります。

(単位：千円)

期首残高	39,585
利得及び損失合計	△39,535
その他の包括利益(注)	△39,535
取得	—
処分	—
期末残高	50

(注) その他の包括利益に含まれている利得及び損失は、各報告期間の末日時点のその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであります。

⑤ その他の包括利益を通じて公正価値で測定する指定を行った金融資産

株式等の資本性金融商品は、主に中長期的な関係の維持・強化を図るために保有しており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。資本性金融商品の主な銘柄、及び公正価値の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

Tangerine株式会社	0
その他	50
合計	50

償却原価で測定する金融商品

① 公正価値

償却原価で測定する金融資産及び金融負債の公正価値は次のとおりであります。

(単位：千円)

	帳簿価額	公正価値
金融資産		
敷金及び保証金	101,285	101,285
その他の金融資産	1,164	1,164
合計	102,449	102,449

(単位：千円)

	帳簿価額	公正価値
金融負債		
借入金	321,137	321,137
預り保証金	61,623	61,623
合計	382,760	382,760

(注) 短期の金融資産、短期の金融負債は、公正価値と帳簿価額とが近似しているため、上記には含めておりません。

② 公正価値の測定方法

借入金

借入金については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引く方法により算定しており、レベル3に分類しております。なお、変動金利によるものは一定期間ごとに金利の改定が行われているため、帳簿価額と公正価値は近似しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の公正価値は帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっております。

預り保証金

預り保証金の公正価値は帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

顧客との契約から認識した売上収益の分解は次のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	ストック ビジネス事業	システム開発事業	計	
製品・サービス販売	36,624	95,977	132,602	132,602
システム開発等	—	272,564	272,564	272,564
移動通信サービス	2,468,763	—	2,468,763	2,468,763
合計	2,505,388	368,541	2,873,930	2,873,930
顧客との契約から認識した 収益	2,505,388	368,541	2,873,930	2,873,930
その他の源泉から認識した 収益	—	—	—	—

(注) 1. グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しております。

(2) 契約残高

① 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債

契約資産は、主として一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが、未請求の作業に係る対価に関連するものであります。当社グループでは主に、システム開発等に関して報告日時点で完了している作業に対する対価のうち、まだ請求を行っていない部分に対する当社グループの権利に関係しております。契約資産は権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。これは通常、請求書を顧客に発行した時点であります。

契約負債は主に通信サービスの提供に係る顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取崩されます。

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の金額は次のとおりであります。

(単位：千円)

「営業債権及びその他の債権」 に含まれる債権	313,980
契約資産	12,283
合計	326,263
契約負債	8,585

(注) 1. 当連結会計年度において認識した契約資産の減損損失はありません。

2. 契約負債は営業債務及びその他の債務に計上しております。

② 当連結会計年度末に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額及び過去の期間に充足していた履行義務から当連結会計年度末に認識した収益

当連結会計年度末に認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は次のとおりであります。なお、当連結会計年度に認識した収益のうち、過年度に充足された履行義務から生じたものはありません。

(単位：千円)

期首現在の契約負債残高に含まれていた額	10,441
---------------------	--------

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは当連結会計年度末において、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(4) 顧客との契約の獲得のためのコストから認識した資産

顧客との契約の獲得のためのコストから認識した資産は、次のとおりであります。

(単位：千円)

契約獲得のためのコストから認識した資産	36,105
---------------------	--------

顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産について認識した償却及び減損損失は次のとおりであります。

(単位：千円)

償却	23,606
減損損失	—

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分

107円69銭

(2) 基本的1株当たり当期損失

6円31銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(株式交換契約の締結)

株式会社アプリックス（以下「当社」）は、2026年1月16日の取締役会において、持株会社体制への移行を前提として当社を株式交換完全親会社、株式会社グローバルキャスト（本社：愛知県名古屋市長 代表取締役社長 川口英幸、以下「グローバルキャスト」）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）を行うことを決議し、両社間にて株式交換契約書（以下「本株式交換契約書」）を締結しました。

なお、本株式交換については、当社においては、2026年3月31日開催予定の当社定時株主総会において、グローバルキャストにおいては2026年3月中に開催予定の臨時株主総会において、それぞれ本株式交換の承認を得た上で行われる予定です。

1. 本株式交換の目的及び理由

当社は、1986年の創業以来主にソフトウェア、アプリケーション等の組込み開発を中心として事業を展開してまいりました。過去には自社開発したフィーチャーフォン向けJavaプラットフォームが米国Motorola社等多数の大手携帯電話メーカーに採用されたことにより高い収益性を上げることができ、その成果を原動力として2003年には東京証券取引所マザーズ市場（現：東京証券取引所グロス市場）に上場する等、成長を継続してまいりました。その後、世界的にスマートフォンの普及に伴うフィーチャーフォン市場の縮小により業績が転換期を迎えることとなり、ビジネスモデルの再構築に時間を要した結果、売上が減少し利益面でも厳しい状況が続きました。また、2015年12月期から2022年12月期第3四半期まで当社の財務諸表等に「継続企業の前提に関する注記」が付される等、長期に渡りビジネス面及び業績面において低迷した状態が継続しておりました。そのような中、2017年に合弁会社設立を通じて協業関係にあった株式会社光通信（以下「光通信社」）より、当時光通信社の完全子会社でありMVNO・MVNE（MVNO：自社ではネットワークを持たず、携帯電話事業者から回線を借り受けて格安回線サービスを提供する事業者、MVNE：携帯電話事業者とMVNO事業者の間を取り持ち、携帯電話事業者との回線契約交渉や、MVNO事業者における課金システムの構築・運用などのコンサルティングをする事業者）等の通信事業サービスを提供していたスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社（以下「SMC社」）の譲受を打診され、2019年に株式交換の方法により完全子会社化しました。SMC社は月額利用料等のストック収益をベースに高い収益性を保持している安定した企業であり、このSMC社をグループ化したことにより、ストック収益による安定的な業績の底上げとシステム開発力を自社サービスに循環させるビジネスモデルを確立し、著しい業績向上を実現してきました。

そのうえで当社では、更なる成長を実現するため、2023年2月に「テクノロジーの力で「ワクワク」の共有と価値創造」という新たな経営理念を、2024年8月に「ICTと最新テクノロジーの融合による豊かな生活体験の創出」という事業ビジョンを策定しました。現在は、事業ビジョン達成に向けた事業ロードマップのもと、従来より提供するシステム開発及び通信サービス事業に加えて、情報プラットフォーム事業の立ち上げにつながるサービスの開発を進めております。一方で、SMC社のMVNE/MVNOビジネスにおける特定顧客への依存度が高い状況であったことから、ここ数年は売上が横ばいで推移する等、成長性の面では課題が残る状況が続いておりました。収益性に関しても黒字を継続しているものの、さらなる上積みを図るためにはビジネスモデルの拡張が必要であるという認識のもと、2024年12月期においては光回線・インターネットプロバイダーサービスを提供し安定的なストック収益を生み出す株式会社H2をM&Aにより完全子会社化する等の積極的な取り組みを実施してまいりましたが、同年においてSMC社の大口顧客による過去の保有回線における不適切な取り扱いによる回線の解約件数増加が発生し、その結果株式会社H2を取得したにも関わらず売上収益及び事業利益いずれも前年を下回る見通しとなりました。こうした状況下、事業ポートフォリオの更なる強化および成長に向けた取り組みが重要であるという認識を一層強めることとなりました。また、当社が上場する東京証券取引所グロス市場における上場後10年を経過した企業に適用される時価総額40億円の上場維持基準に対して2024年度に不適合となり、2026年1月16日現在においても基準を下回る状況が続いていることから、企業価値及び株主価値の向上に向けた取り組みの重要性が高まっております。このように、当社グループは黒字化達成以降、理念策定、事業ビジョン策定、ロードマップ遂行、新サービス創出、既存事業の拡張など、成長に向けた取り組みを段階的に進めてきましたが、これらの取り組みをさらに加速させ、中長期的な企業価値向上の実現スピードを高めるためには、販売リソースの強化とビジネスモデルの拡張が不可欠であるとの認識に至りました。

このような状況を踏まえ、当社の筆頭株主であり長年に渡り協業関係にある光通信社と継続的に協議を重ねてきました。その過程において、光通信社より、当社グループの企業価値及び株主価値向上を期待できるM&Aの実行が提案され、光通信社のネットワークを通じて複数候補先の紹介を受け、2025年4月頃にグローバルキャストの紹介をいただき、光通信社の子会社である株式会社コア・コンサルティング・グループ（本社：東京都豊島区西池袋一丁目4番10号、代表取締役 杉田 将夫、代表取締役 川畑大輔）をファイナンスリアルアドバイザーとして選任しました。

グローバルキャストは、愛知県名古屋市長に本社を置き、東京をはじめ全国的に営業拠点を展開しています。多岐にわたる業界の顧客へ、特にマーケティングや営業というコア業務におけるアウトソーシング、コンサルティングサービスを提供しています。日本全国を網羅した販売パートナーネットワークを保有し、対面・遠隔を問わず多彩な販売チャネルを用いた業務実行ができるため、あらゆる事業者が提供するサービスを素早く普及させるため世の中に必要不可欠な企業です。主要な顧客は大手通信キャリアや大手インフラ事業者のほか、再生エネルギー・広告代理店・不動産や官公庁など幅広いセクターを対象にサービスを提供しています。

当社では長年に渡り営業リソースの不足を経営課題としてきましたが、グローバルキャストとのアライアンスを通じてこの課題への対応が期待できると判断し、事業シナジーに関する協議を重ねてまいりました。その過程で、当社グループとグローバルキャストの強みと弱みが補完関係にあることを確認しました。具体的には、当社グループはシステム開発やサービス・ソリューションを自ら構築でき、ストック性の高い事業構造を有する一方で販売面に伸び悩んでいたことに対し、グローバルキャストは営業力・販売力に優れるものの自社サービスの比率は低く、ストック収益の拡大を課題としていました。さらに、グローバルキャストの全国的な販売網は当社グループの販売チャネル拡大に寄与し得ること、光回線等の通信関連サービスの販売実績から当社グループの各種通信サービスの取り扱いにも優位性が期待できること、また、当社が推進するリテールメディアプラットフォーム「BRIDGE AD」や電子マネーなどのプラットフォーム事業においても提案段階から協業が可能であることを確認しました。加えて、当社では官公庁・自治体向けのシステム開発等のサービス提供にも力を入れる予定ですが、グローバルキャストでは自治体入札実績を豊富に有することから、協業体制での入札参加が可能となります。その他、グローバルキャストが提供する、顧客に対するDX化の推進・提案・導入サポートを行うDXソリューション事業においても、当社の開発力と親和性が高いと想定しています。業績面においても、グローバルキャストの売上規模は当社を大きく上回っており、また利益についても直近期である2025年1月期において黒字であり進行期である2026年1月期においても引き続き利益の伸長が見られる等、当社グループのさらなる業績向上が実現可能であることを確認しました。これらの確認を踏まえて、当社の取締役会にて継続的に慎重に議論を重ねてまいりました。

このような過程を経たうえで、当社は、当社を株式交換完全親会社、グローバルキャストを株式交換完全子会社とする株式交換を実施することについて、2026年1月16日開催の臨時取締役会で決議するに至りました。また、本株式交換後は、事業シナジーの創出をより効率的かつ迅速に進めるため、単なる親子会社関係にとどまらず、経営統合を目的とした持株会社体制への移行を予定しております。当社は純粋持株会社としてグループ経営機能に特化し、既存事業は吸収分割の方法により設立予定の新設子会社へ承継することで、事業ポートフォリオの明確化と意思決定の迅速化を図ります。一方で、グローバルキャストはそのまま事業会社としてグループの成長エンジンを担い、両事業会社が並列的に機能する体制を構築することで、グループ全体の経営効率及び機動性の向上を実現していく予定です。これにより、当社グループとしての一体的な経営を推進し、両社の強みを活かしたシナジー創出を通じて、グループ全体のさらなる成長を目指してまいります。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

取締役会決議日（グローバルキャスト）	2026年1月15日
取締役会決議日（当社）	2026年1月16日
本株式交換契約締結日（両社）	2026年1月16日
本株式交換契約の承認に係る定時株主総会基準日	2025年12月31日
本株式交換契約承認定時株主総会（当社）	2026年3月31日（予定）
本株式交換契約承認臨時株主総会（グローバルキャスト）	2026年3月中開催予定
本株式交換の効力発生日	2026年4月1日（予定）

(2) 本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社、グローバルキャストを株式交換完全子会社とする株式交換です。なお、本株式交換は、当社については2026年3月31日開催予定の定時株主総会において、またグローバルキャストについては2026年3月中に開催予定の臨時株主総会において、本株式交換契約の承認を得た上で2026年4月1日を効力発生日として行われます。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	グローバルキャスト (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	1,786
株式交換により交付する株式数	株式会社アプリックス普通株式：21,801,702株（予定）	

3. 株式交換完全子会社の概要（2025年11月30日現在）

(1) 当該決定に係る取得する株式交換完全子会社の商号、本店の所在地、代表者の役職・氏名、資本金の額及び事業の内容の事項

商号	株式会社グローバルキャスト
本店の所在地	愛知県名古屋市中村区平池町四丁目60番12号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 川口 英幸
資本金の額	190,231千円
事業の内容	統合型マーケティング事業 ソリューション事業 ライフバリュー事業

(2) 最近3年間の財政状態及び経営成績(単位:千円)

決算期	2023年1月期	2024年1月期	2025年1月期
純資産	676,022	414,387	391,989
総資産	2,119,088	2,165,742	2,457,137
売上収益	7,770,912	7,451,896	7,626,324
営業利益(△損失)	△39,380	△105,507	60,692
経常利益(△損失)	△25,290	△111,966	73,449
親会社株主に帰属する 当期純利益(△損失)	△109,013	△210,854	42,168
1株当たり当期純利益 (△損失)(円)	△8,461.81	△17,576.69	3,248.30
1株当たり純資産 (円)	53,537.88	32,817.60	31,043.72

4. 本株式交換後の状況(2025年11月30日現在)

	株式交換完全親会社
(1) 商号	株式会社アプリックス
(2) 事業内容	システム開発事業 ストックビジネス事業
(3) 本店所在地	東京都新宿区西早稲田二丁目20番9号
(4) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 倉林 聡子
(5) 資本金	62,556千円
(6) 純資産	現時点では確定していません。
(7) 総資産	現時点では確定していません。
(8) 決算期	12月31日

※ 本株式交換の実施に伴い、2026年3月31日開催予定の当社定時株主総会決議を経たうえで、グローバルキャストより取締役3名及び監査役1名の派遣を受ける予定です。

本株式交換の実行後、将来的に株式会社アプリックスは吸収分割を実施することにより純粋持株会社に移行することを予定しております。当該吸収分割の実施時期や実施後の体制等の詳細につきましては現在当社及びグローバルキャストにおいて検討中です。

(第三者割当による新株予約権の発行)

当社は、2026年1月16日開催の取締役会において、株式会社光通信（以下「光通信社」）を割当先とする第三者割当の方法による新株予約権（以下「本新株予約権」）の発行を決議しました。

1. 募集の概要

(1) 割当日	2026年2月2日
(2) 発行新株予約権数	25,000個
(3) 発行価額	総額5,575,000円（新株予約権 1個当たり223円）
(4) 当該発行による潜在株式数	2,500,000株（新株予約権1個につき100株）
(5) 調達資金の額	428,075,000円（注） （内訳） 新株予約権発行分 5,575,000円 新株予約権行使分 422,500,000円
(6) 行使価額	1株当たり169円
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、株式会社光通信に割り当てます。
(8) その他	1. 上記各号については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とする。 2. 新株予約権の行使の条件 ① 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ② 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。 3. その他、「株式会社アプリックス第S-7回新株予約権発行要項」記載のとおりとする。

（注）上記資金調達の額は、本新株予約権の発行価額の総額（5,575,000円）に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（422,500,000円）を合算した金額であります。上記資金調達の額は、本新株予約権の行使価額が調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記資金調達の額は、減少する可能性があります。

2. 割当の目的及び理由

(1) 本新株予約権発行の主な目的

当社と光通信社は、2017年11月の合弁会社の設立を契機として両社の協業を開始し、2019年7月には当時光通信社の連結子会社であったスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社を株式交換の方法により当社の完全子会社としたことで、光通信社が当社の筆頭株主になるとともに併せて資本業務提携契約を締結する等、現在まで関係強化に取り組んでまいりました。また、両社にとって新たに価値を生み出すことのできる協業の形についても都度協議を重ねてまいりました。しかしながら、そのような取り組みにも関わらず2024年12月末現在における当社の時価総額は東京証券取引所グロース市場の時価総額基準40億円を下回り、当該基準への不適合状況が続いております。当社としては、現状を改善し、企業価値及び株式価値を持続的に向上させていくためには、事業成長につながる施策への積極的な投資が必要不可欠であるとの認識に至っております。

このような状況を踏まえ、2025年3月より本格的に当社の時価総額を向上させるため資本業務提携先であり筆頭株主でもある光通信社と協議を重ねた結果、2025年8月に当社の時価総額向上のためには、資本業務提携関係をさらに強化し、光通信社との協業をさらに加速させていく必要があるとの結論に至りました。そのために光通信社に対するインセンティブとしての新たな新株予約権を付与及び協業施策のさらなる推進を両社で検討するに至りました。現時点での主な施策としては、当社が提供するリテールメディアプラットフォーム「BRIDGE AD」に関する協業を始めとした、光通信社との資本業務提携関係を基軸としたビジネス推進への取り組みや、また、企業買収に関して豊富な実績と知見を有する光通

信グループからM&A支援サービスの提供を受けることによるM&Aやアライアンスの推進等を予定しております。そのうえで当社は、本新株予約権の発行により調達する資金の活用を通じてこれらの施策を推進することで事業成長を実現し、ひいては企業価値・株主価値の向上につなげてまいります。

なお、2026年1月16日に当社と株式会社グローバルキャスト（以下「グローバルキャスト」）の持株会社体制への移行を前提とした株式交換（以下「本株式交換」）に関する適時開示（適時開示名：「株式会社アプリックスと株式会社グローバルキャストの持株会社体制への移行を前提とした株式交換に関する最終合意に関するお知らせ」）を行っておりますが、本株式交換については光通信社の子会社である株式会社コア・コンサルティング・グループ（本社：東京都豊島区西池袋一丁目4番10号、代表取締役杉田 将夫、代表取締役 川畑 大輔）がファイナンシャルアドバイザーとなっており、これは上記に記載した光通信グループによるM&A支援サービスの一環です。今後も当該株式交換と同様に光通信グループが持つM&Aやアライアンスに関する知見を活かしたM&Aやアライアンスを積極的に実施していく予定です。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
428,075,000	5,500,000	422,575,000

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（5,575,000円）に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（422,500,000円）を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」）は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用及び新株予約権の公正価値算定費用等の合計額であります。
4. 行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少します。

なお、「2. 割当の目的及び理由（1）本新株予約権発行の主な目的」に記載したグローバルキャストとの株式交換により行使価額が修正されることはありません。

また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
① 「BRIDGE AD」に関する協業を始めとした、光通信社との資本業務提携関係を基軸としたビジネス推進	169 百万円	2026年2月～2030年12月
② M&A推進	253 百万円	2026年2月～2030年12月
合計	422 百万円	

本新株予約権につきましては、具体的な行使時期やその払込金額について資金計画に組み込むことは困難ではありますが、「2. 割当の目的及び理由」に記載のとおり、当社の時価総額を向上させるため資本業務提携先であり筆頭株主でもある光通信社との資本業務提携関係をさらに強化し、光通信社との協業をさらに加速させていくためのインセンティブ付与であり、上記差引手取概算額422,575,000円は、「2. 割当の目的及び理由」に記載した「BRIDGE AD」を始めとする光通信社との協業推進、また、光通信グループからM&A支援サービスの提供を受けることによるM&Aやアライアンスの実行に要する資金に充当する予定です。具体的には、本新株予約権の発行により調達した資金は、①「BRIDGE AD」を始めとした光通信社との協業推進施策と、②当社グループの成長を早期に加速させるためのM&A推進施策に充当していく予定です。①については、今後当社では「BRIDGE AD」を用いた顧客向けのリアルタイム販促や来客促進サービスの強化、またユーザー行動履歴を活用したデータマーケティングサービスの強化に加えて、顧客企業の販促効果向上やマーケティング投資対効果の最大化を支援するとともに、「BRIDGE AD」の提供価値及び競争優位性を高めることができると考えております。本資金は、当該方針のもと光通信社との協業においては光通信グループが提供するBtoCサービスとの連携に必要なシステム開発コストや、営業や開発体制を拡充するにあたり人員採用コスト等に優先的に充当してまいります。これにより、協業施策の立ち上げスピードを高め、早期のサービス展開および収益化を図ることで、当社グループ全体の成長を加速させることができると考えております。

そのうえで、現時点では具体的な検討には至っていないものの、今後光通信社とは「BRIDGE AD」以外の協業についても進めていく予定であり、それらの今後光通信社と取り組む協業施策についても充当していく方針です。また②については、光通信グループが提供するM&A支援サービスを利用する予定であることからまずその費用に充当します。加えて、当社では「BRIDGE AD」等のプラットフォームビジネスを伸ばしていく方針であり、M&Aを検討するにあたりそのような当社のプラットフォームビジネス

と親和性のあるSaaS提供企業や通信サービス提供企業等とのM&Aを第一優先に考えており、そのような企業とのM&Aを実施するにあたり発生するデューデリジェンス費用や弁護士費用、また評価価値算定費用等の必要費用に充当していく予定です。

なお、本新株予約権の行使については割当予定先の意向により決定され、当社ではその行使の時期や規模感については関与できるものではないことから、割当予定先の行使により調達した資金はこれらの施策の待機資金として確保していき、協業施策やM&Aの実施の都度これらの待機資金を充当していくとともに、不足分は当社の余剰資金から手当てしていく方針です。なお、②について、M&Aが実施されなかった場合、またM&Aを実施した結果充当した資金が予定充当額を下回った場合は、その残額について社内体制の拡充に必要となる人員採用等の費用に充当していく方針です。

当社では上記のとおり充当資金を有効に活用することでこれらの施策の実行を確実にかつ早期に実施し、ひいては企業価値及び株主価値の向上につなげていけることができると考えております。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	680,070	流動負債	293,580
現金及び預金	421,279	買掛金	4,760
売掛金	30,333	短期借入金	100,000
商品及び製品	31,908	1年内返済予定の長期借入金	99,996
仕掛品	11,697	未払金	28,241
原材料	9,077	未払法人税等	2,290
その他	175,774	賞与引当金	8,099
固定資産	2,005,221	その他	50,193
有形固定資産	574	固定負債	225,580
機械、運搬具及び工具器具備品	574	長期借入金	225,011
無形固定資産	71,330	その他	569
ソフトウェア	60,418	負債合計	519,161
ソフトウェア仮勘定	10,911	純資産の部	
投資その他の資産	1,933,315	株主資本	2,164,614
投資有価証券	0	資本金	66,057
関係会社株式	1,917,945	資本剰余金	1,853,040
破産更生債権等	792,311	資本準備金	1,401,831
繰延税金資産	14,656	その他資本剰余金	451,209
その他	713	利益剰余金	272,031
貸倒引当金	△792,311	その他利益剰余金	272,031
		繰越利益剰余金	272,031
		自己株式	△26,514
		新株予約権	1,516
		純資産合計	2,166,130
資産合計	2,685,291	負債・純資産合計	2,685,291

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（ 2025年1月1日から
2025年12月31日まで ）

（単位：千円）

科 目	金	額
売上高		373,995
売上原価		323,480
売上総利益		50,514
販売費及び一般管理費		273,456
営業損失（△）		△222,942
営業外収益		
受取利息	852	
受取配当金	300,000	
為替差益	497	
貸倒引当金戻入額	4,800	
その他	67	306,217
営業外費用		
支払利息	6,189	
その他	0	6,190
経常利益		77,084
特別利益		
新株予約権戻入益	797	797
特別損失		
減損損失	109,043	
投資有価証券評価損	39,535	148,578
税引前当期純損失（△）		△70,695
法人税、住民税及び事業税	△111,151	
法人税等調整額	38,838	△72,312
当期純利益		1,616

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合計
当事業年度期首残高	62,556	1,398,329	451,209	1,849,539	346,562	346,562
事業年度中の変動額						
新株の発行	3,501	3,501	—	3,501	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	△76,147	△76,147
当期純利益	—	—	—	—	1,616	1,616
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	3,501	3,501	—	3,501	△74,531	△74,531
当事業年度期末残高	66,057	1,401,831	451,209	1,853,040	272,031	272,031

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当事業年度期首残高	△26,474	2,232,182	2,416	2,234,599
事業年度中の変動額				
新株の発行	—	7,003	—	7,003
剰余金の配当	—	△76,147	—	△76,147
当期純利益	—	1,616	—	1,616
自己株式の取得	△40	△40	—	△40
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)	—	—	△900	△900
事業年度中の変動額合計	△40	△67,568	△900	△68,468
当事業年度期末残高	△26,514	2,164,614	1,516	2,166,130

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

イ. 商品及び製品、原材料 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ. 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
機械、運搬具及び工具器具備品 4年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。
なお、主な償却年数は次のとおりであります。
ソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件に係る損失見込額を計上しております。なお、当事業年度末においては計上しておりません。

③ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

ストックビジネス事業

ストックビジネス事業においては、主にモニタリングプラットフォームサービス「HARPS」の提供やクラウドサービスの提供等を行っております。

HARPSやその他製品の販売は、製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しており、クラウドサービスは、ネットワークを経由して利用を可能な状態にしておくサービスであることから、契約期間にわたって履行義務が充足されると判断しており、当該履行義務が充足される契約期間にわたり収益を認識しております。

製品の販売やサービス提供の対価に係る収益の対価は、履行義務の充足時点から主として1か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

システム開発事業

システム開発事業においては、主にシステム開発やロケーションビーコン「MyBeaconシリーズ」の販売を行っております。

システム開発については、進捗により履行義務が充足されていくものと判断しており、一定の期間にわたり充足される履行義務として、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、予想される開発原価総額に占める発生した開発原価の割合に基づいております。また、完成までに要する総原価が信頼性をもって見積ることができない場合には、発生したコストのうち回収可能性が高いと判断される部分と同額を収益として認識しております。なお、ごく短い期間にわたり充足される履行義務については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

準委任契約による取引については、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。製品の販売については、製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で、継続的なサービスについては当該契約履行義務が充足される期間にわたり収益を認識しております。

製品の販売やサービス提供の対価に係る収益の対価は、履行義務の充足時点から主として1か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①外貨建の資産及び負債の本邦通貨 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

②グループ通算制度の適用 グループ通算制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した固定資産の金額

	当事業年度
有形固定資産合計	574千円
無形固定資産合計	71,330千円
減損損失	109,043千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

(BRIDGE AD事業に係る減損損失)

BRIDGE AD事業のサービスインについて当初計画から大幅に遅れが生じたことを踏まえ、BRIDGE AD事業に係る資金生成単位における資産グループの回収可能価額を測定した結果、減損損失109,043千円を特別損失に計上しております。減損損失の内訳は、無形固定資産109,043千円であります。

なお、回収可能価額は、事業計画と成長率を基礎とした将来キャッシュ・フローを基に算定した使用価値で測定しております。

(関係会社株式の評価)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

	当事業年度
関係会社株式	1,917,945千円

当社が保有する関係会社株式については、前事業年度末、当事業年度末ともに、超過収益力を反映した実質価額が著しく低下していないため、評価損を認識しておりません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 10,638千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 122,580千円

短期金銭債務 1,676千円

(3) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。
この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	300,000千円
借入実行残高	100,000
差引額	200,000

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引（収入分） 58,783千円

営業取引（支出分） 13,499千円

営業外取引（収入分） 300,000千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	129,687株	246株	一株	129,933株

7. 税効果会計に関する注記
 (1) 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

売上原価否認	9,584千円
投資有価証券評価損	45,819
貸倒引当金	280,716
繰越欠損金	2,212,897
減損損失	38,450
その他	24,183
繰延税金資産小計	2,611,651
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	2,212,897
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	384,097
評価性引当額小計	2,596,995
繰延税金資産の純額	14,656

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
 「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、2026年4月1日以降開始の事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の34.59%から35.43%に変更されます。
 なお、この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記
 機械、運搬具及び工具器具備品の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記
 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社	所有 直接100.0	営業取引及び役員の兼任	グループ通算制度に伴う通算税効果額	122,207	その他流動資産	113,441
				配当の受取	300,000	—	—

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	99円27銭
(2) 1株当たり当期純利益	7銭

12. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「10. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略し

ております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月27日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

UHY東京監査法人
東京都品川区

指 定 社 員 公認会計士 高 橋 克 幸
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 福 田 健 太 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アプリックスの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社アプリックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2026年1月16日付の取締役会において、会社を株式交換完全親会社、株式会社グローバルキャストを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同社との間で株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月27日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

UHY東京監査法人
東京都品川区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	高 橋 克 幸
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	福 田 健 太 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アプリックスの2025年1月1日から2025年12月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2026年1月16日付の取締役会において、会社を株式交換完全親会社、株式会社グローバルキャストを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同社との間で株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査役監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針並びに職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、当社監査役会が定めた監査役会規程並びに2025年度監査役監査計画、並びに公益社団法人日本監査役協会による改訂版『監査役監査基準』及び改訂版『内部統制システムに係る監査の実施基準』及び『監査役監査実施要領』等に準拠するとともに、株式会社東京証券取引所『コーポレートガバナンス・コード』等を適宜参照しつつ対応を進め、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、業務執行会議その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて報告聴取及び説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会社法第348条ないし第362条並びに会社法施行規則第100条に定められる取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、当該体制の整備に関する株式会社アプリックス取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）につき、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証をいたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びUHY東京監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の事業報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び事業報告に係る附属明細書について検討いたしました。

事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、その内容について確認いたしました。

また、会計監査人UHY東京監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかどうかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について適宜報告を受け、定例報告会での意見交換等を含め必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を日本公認会計士協会による品質管理レビューを受ける等の方法により整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人UHY東京監査法人から2026年2月20日付けの『第41期 監査結果説明書』の草案の提出を受け、無限定適正意見を付した監査報告書を提出する予定である旨の報告と説明を聴取し、検討致しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び事業報告に係る附属明細書類、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び計算書類に係る附属明細書、並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。なお、財務報告に係る内部統制の評価及び監査は未了です。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月27日

株式会社アプリックス 監査役会

常勤監査役 大西完司 ⑩

監査役 山田 奨 ⑩

監査役 坂口 禎彦 ⑩

(注) 監査役山田奨並びに坂口禎彦は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 当社と株式会社グローバルキャストとの株式交換契約承認の件

当社は、2026年1月16日開催の取締役会において、持株会社体制への移行を前提として当社を株式交換完全親会社、株式会社グローバルキャスト（以下「グローバルキャスト」）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）を行うことを決議し、両社間にて株式交換契約書（以下「本株式交換契約書」）を締結しました。

つきましては、本議案において、本株式交換契約のご承認をお願いするものであります。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容の概要等、その他本議案に関する事項は次のとおりです。

なお、本議案に記載すべき事項のうち、株式交換契約書「第4条（新株予約権の取扱い）」に係る各新株予約権発行要項及びグローバルキャストの最終事業年度に係る事業報告及び計算書類等については、インターネット上の下記ウェブサイトにて別紙1及び別紙2としてそれぞれ掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.aplix.co.jp/>

1. 本株式交換を行う理由

当社は、1986年の創業以来主にソフトウェア、アプリケーション等の組込み開発を中心として事業を展開してまいりました。過去には自社開発したフィーチャーフォン向けJavaプラットフォームが米国Motorola社等多数の大手携帯電話メーカー採用されたことにより高い収益性を上げることができ、その成果を原動力として2003年には東京証券取引所マザーズ市場（現：東京証券取引所グロース市場）に上場する等、成長を継続してまいりました。その後、世界的にスマートフォンの普及に伴うフィーチャーフォン市場の縮小により業績が転換期を迎えることとなり、ビジネスモデルの再構築に時間を要した結果、売上が減少し利益面でも厳しい状況が続きました。また、2015年12月期から2022年12月期第3四半期まで当社の財務諸表等に「継続企業の前提に関する注記」が付される等、長期に渡りビジネス面及び業績面において低迷した状態が継続しておりました。そのような中、2017年に合併会社設立を通じて協業関係にあった株式会社光通信（以下「光通信社」）より、当時光通信社の完全子会社でありMVNO・MVNE（MVNO：自社ではネットワークを持たず、携帯電話事業者から回線を借り受けて格安回線サービスを提供する事業者、MVNE：携帯電話事業者とMVNO事業者の間を取り持ち、携帯電話事業者との回線契約交渉や、MVNO事業者における課金システムの構築・運用などのコンサルティングをする事業者）等の通信事業サービスを提供していたスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社（以下「SMC社」）の譲受を打診され、2019年に株式交換の方法により完全子会社化しました。SMCは月額利用料等のストック収益をベースに高い収益性を保持している安定した企業であり、このSMC社を

グループ化したことにより、ストック収益による安定的な業績の底上げとシステム開発力を自社サービスに循環させるビジネスモデルを確立し、著しい業績向上を実現してきました。

そのうえで当社では、更なる成長を実現するため、2023年2月に「テクノロジーの力で「ワクワク」の共有と価値創造」という新たな経営理念を、2024年8月に「ICTと最新テクノロジーの融合による豊かな生活体験の創出」という事業ビジョンを策定しました。現在は、事業ビジョン達成に向けた事業ロードマップのもと、従来より提供するシステム開発及び通信サービス事業に加えて、情報プラットフォーム事業の立ち上げにつながるサービスの開発を進めております。一方で、SMCのMVNE/MVNOビジネスにおける特定顧客への依存度が高い状況であったことから、ここ数年は売上が横ばいで推移する等、成長性の面では課題が残る状況が続いておりました。収益性に関しても黒字を継続しているものの、さらなる上積みを図るためにはビジネスモデルの拡張が必要であるという認識のもと、2024年12月期においては光回線・インターネットプロバイダーサービスを提供し安定的なストック収益を生み出す株式会社H2をM&Aにより完全子会社化する等の積極的な取り組みを実施してまいりましたが、同年においてSMCの大口顧客による過去の保有回線における不適切な取り扱いによる回線の解約件数増加が発生し、その結果株式会社H2を取得したにも関わらず売上収益及び事業利益いずれも前年を下回る見通しとなりました。こうした状況下、事業ポートフォリオの更なる強化および成長に向けた取り組みが重要であるという認識を一層強めることとなりました。また、当社が上場する東京証券取引所グロース市場における上場後10年を経過した企業に適用される時価総額40億円の上場維持基準に対して2024年度に不適合となっていること等から、企業価値及び株主価値の向上に向けた取り組みの重要性が高まっております。このように、当社グループは黒字化達成以降、理念策定、事業ビジョン策定、ロードマップ遂行、新サービス創出、既存事業の拡張など、成長に向けた取り組みを段階的に進めてきましたが、これらの取り組みをさらに加速させ、中長期的な企業価値向上の実現スピードを高めるためには、販売リソースの強化とビジネスモデルの拡張が不可欠であるとの認識に至りました。

このような状況を踏まえ、当社の筆頭株主であり長年に渡り協業関係にある光通信社と継続的に協議を重ねてきました。その過程において、光通信より、当社グループの企業価値及び株主価値向上を期待できるM&Aの実行が提案され、光通信社のネットワークを通じて複数候補先の紹介を受け、2025年4月頃にグローバルキャストの紹介をいただき、光通信社の子会社である株式会社コア・コンサルティング・グループ（本社：東京都豊島区西池袋一丁目4番10号、代表取締役 杉田 将夫、代表取締役 川畑 大輔）をファイナンシャルアドバイザーと選任しました。

グローバルキャストは、愛知県名古屋市に本社を置き、東京をはじめ全国的に営業拠点を展開しています。多岐にわたる業界の顧客へ、特にマーケティングや営業というコア業務におけるアウトソーシング、コンサルティングサービスを提供しています。

日本全国を網羅した販売パートナーネットワークを保有し、対面・遠隔を問わず多彩な販売チャネルを用いた業務実行ができるため、あらゆる事業者が提供するサービスを素早く普及させるため世の中に必要不可欠な企業です。主要な顧客は大手通信キャリアや大手インフラ事業者のほか、再生エネルギー・広告代理店・不動産や官公庁など幅広いセクターを対象にサービスを提供しています。

当社では長年に渡り営業リソースの不足を経営課題としてきましたが、グローバルキャストとのアライアンスを通じてこの課題への対応が期待できると判断し、事業シナジーに関する協議を重ねてまいりました。その過程で、当社グループとグローバルキャストの強みと弱みが補完関係にあることを確認しました。具体的には、当社グループはシステム開発やサービス・ソリューションを自ら構築でき、ストック性の高い事業構造を有する一方で販売面に伸び悩んでいたことに対し、グローバルキャストは営業力・販売力に優れるものの自社サービスの比率は低く、ストック収益の拡大を課題としていました。さらに、グローバルキャストの全国的な販売網は当社グループの販売チャネル拡大に寄与し得ること、光回線等の通信関連サービスの販売実績から当社グループの各種通信サービスの取り扱いにも優位性が期待できること、また、当社が推進するリテールメディアプラットフォーム「BRIDGE AD」や電子マネーなどのプラットフォーム事業においても提案段階から協業が可能であることを確認しました。加えて、当社では官公庁・自治体向けのシステム開発等のサービス提供にも力を入れる予定ですが、グローバルキャストでは自治体入札実績を豊富に有することから、協業体制での入札参加が可能となります。その他、グローバルキャストが提供する、顧客に対するDX化の推進・提案・導入サポートを行うDXソリューション事業においても、当社の開発力と親和性が高いと想定しています。業績面においても、グローバルキャストの売上規模は当社を大きく上回っており、また利益についても直近期である2025年1月期において黒字であり進行期である2026年1月期においても引き続き利益の伸長が見られる等、当社グループのさらなる業績向上が実現可能であることを確認しました。これらの確認を踏まえて、当社の取締役会にて継続的に慎重に議論を重ねてまいりました。

このような過程を経たうえで、当社は、当社を株式交換完全親会社、グローバルキャストを株式交換完全子会社とする株式交換を実施することについて、2026年1月16日開催の臨時取締役会で決議するに至りました。また、本株式交換後は、事業シナジーの創出をより効率的かつ迅速に進めるため、単なる親子会社関係にとどまらず、経営統合を目的とした持株会社体制への移行を予定しております。当社は純粋持株会社としてグループ経営機能に特化し、既存事業は吸収分割の方法により設立予定の新設子会社へ承継することで、事業ポートフォリオの明確化と意思決定の迅速化を図ります。一方で、グローバルキャストはそのまま事業会社としてグループの成長エンジンを担い、両事業会社が並列的に機能する体制を構築することで、グループ全体の経営効率及び機動性の向上を実現していく予定です。これにより、当社グループとしての

一体的な経営を推進し、両社の強みを活かしたシナジー創出を通じて、グループ全体のさらなる成長を目指してまいります。

2. 本株式交換契約の内容の概要

当社及びグローバルキャストが2026年1月16日付で締結した本株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書（写）

株式会社アプリックス（以下「甲」という。）と株式会社グローバルキャスト（以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条 （当事会社の商号及び住所）

本株式交換を行う当事会社の商号及び住所は、次の各号に定めるところである。

- ① 株式交換完全親会社（甲）
商号：株式会社アプリックス
住所：東京都新宿区西早稲田二丁目20番9号
- ② 株式交換完全子会社（乙）
商号：株式会社グローバルキャスト
住所：名古屋市中村区平池町四丁目60番12号

第3条 （本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、第8条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとする。以下本条において同じ。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の数の合計に1,786を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1,786株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前2項の規定に従い甲が乙の株主に対し割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関連法令の規

定に従い処理する。

第4条（新株予約権の取扱い）

1. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の新株予約権原簿に記載又は記録された以下の表の「乙の新株予約権」欄に掲げる乙の各新株予約権の新株予約権者（以下「本割当対象新株予約権者」という。）に対し、その保有する乙の当該各新株予約権に代わり、その保有する乙の当該各新株予約権の数の合計数に1を乗じて得た数の以下の表の「甲の新株予約権」欄に掲げる甲の各新株予約権をそれぞれ交付する。

乙の新株予約権	甲の新株予約権
株式会社グローバルキャスト第3回新株予約権 （内容は別紙1記載のとおり）	株式会社アプリックス第G-1 回新株予約権 （内容は別紙2記載のとおり）
株式会社グローバルキャスト第4回新株予約権 （内容は別紙3記載のとおり）	株式会社アプリックス第G-2 回新株予約権 （内容は別紙4記載のとおり）
株式会社グローバルキャスト第5回新株予約権 （内容は別紙5記載のとおり）	株式会社アプリックス第G-3 回新株予約権 （内容は別紙6記載のとおり）
株式会社グローバルキャスト第6回新株予約権 （内容は別紙7記載のとおり）	株式会社アプリックス第G-4 回新株予約権 （内容は別紙8記載のとおり）
株式会社グローバルキャスト第7回新株予約権 （内容は別紙9記載のとおり）	株式会社アプリックス第G-5 回新株予約権 （内容は別紙10記載のとおり）

2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象新株予約権者に対し、その保有する前項の表の「乙の新株予約権」欄に掲げる乙の各新株予約権1個につき、前項の表の「甲の新株予約権」欄に掲げる甲の新株予約権1個の割合をもってそれぞれ割り当てる。

第5条 (甲の資本金及び準備金の額に関する事項)

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適切に定める金額とする。

第6条 (効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年4月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条 (株主総会の承認等)

1. 甲及び乙は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 前項に定める手續は、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第8条 (自己株式の消却)

乙は、効力発生日の前日までに、乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて乙が取得する自己株式を含む。）及び自己新株予約権の全部を消却するものとする。

第9条 (会社財産の管理等)

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間、善良な管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、本契約において別途定めるものを除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し合意した場合を除き、これを行うことができないものとする。

第10条 (本株式交換の条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態若しくは経

営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生し又は明らかとなった場合、相手方当事者が本契約に定める事項に違反した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は相手方当事者に対して書面により通知することにより本契約を解除することができる。

第11条 （本契約の効力等）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失うものとする。

- (1) 効力発生日の前日までに本契約について甲又は乙の株主総会の決議による承認が受けられなかった場合
- (2) 本株式交換を実行するために効力発生日に先立って取得することが必要な法令に定める関係官庁等の許可等が効力発生日の前日までに得られなかった場合
- (3) 前条に従い本契約が解除された場合

第12条 （協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙は相互に協議の上、決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

2026年1月16日

甲 東京都新宿区西早稲田二丁目20番9号
株式会社アプリックス
代表取締役 倉林 聡子 印

乙 名古屋市中村区平池町四丁目60番12号
株式会社グローバルキャスト
代表取締役 川口 英幸 印

別紙1 株式交換契約書「第4条（新株予約権の取扱い）」各新株予約権発行要項

別紙 株式会社グローバルキャスト第3回新株予約権の内容

1. 本新株予約権の名称 株式会社グローバルキャスト第3回新株予約権

2. 新株予約権の内容及び数

(1) 新株予約権の数

136個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。

(ただし、(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(2) 割り当てる新株予約権の目的

当社普通株式136株を新株予約権の目的となる株式数とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に(1)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、50,000円とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる

1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成32年2月1日から平成39年12月31日までとする。

(5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は権利行使時において、当社もしくは当社の子会社の取締役、監査役、従業員またはこれに準じる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任または定年退職その他取締役会決議において正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者は、当社株式が割当日以降において金融商品取引所に上場された場合に限り、権利行使期間内に権利行使することができる。
- ③ 新株予約権者は、以下の区分に従って、割当された権利の一部又は全部を行使することができる。但し、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。
 - (i) 当社株式が金融商品取引所に上場された月の月末から1年間が経過する日までは、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - (ii) 当社株式が金融商品取引所に上場された月の月末から1年間が経過した日以降は、割当された権利の全部を行使することができる。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合、当社が死亡の事実を知った月の月末から10カ月以内（但し、行使期間の末日までとする）に限り、相続人は上記②③に規定する条件の範囲内において権利を行使することができる。

(8) 新株予約権の取得事由

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、前期（7）に規定する条件により権利

を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(9) 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(2)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(3)で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記(4)に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

前記（７）に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（５）に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

前記（８）に準じて決定する。

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) その他の細目事項

新株予約権に関するその他の細目事項については、取締役会により決定する。

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

4. 新株予約権の割当日

平成30年1月30日

以上

別紙2 株式会社アプリックス第G-1回新株予約権の内容

1. 本新株予約権の名称

株式会社アプリックス第G-1回新株予約権

2. 新株予約権の内容及び数

(1) 新株予約権の数

136個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,786株とする。

(ただし、(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(2) 割り当てる新株予約権の目的

当社普通株式242,896株を新株予約権の目的となる株式数とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に(1)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、28円とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる

1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

2026年4月1日から2027年12月31日までとする。

(5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資

本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は権利行使時において、当社もしくは当社の子会社の取締役、監査役、従業員またはこれに準じる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任または定年退職その他取締役会決議において正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者は、以下の区分に従って、割当された権利の一部又は全部を行使することができる。但し、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。
 - (i) 割当日から1年間が経過する日までは、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - (ii) 割当日から1年間が経過した日以降は、割当された権利の全部を行使することができる。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、当社が死亡の事実を知った月の月末から10カ月以内（但し、行使期間の末日までとする）に限り、相続人は上記②に規定する条件の範囲内において権利を行使することができる。

(8) 新株予約権の取得事由

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、前記（7）に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は

無償で新株予約権を取得することができる。

(9) 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(2)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(3)で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記(4)に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

前記(7)に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（５）に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

前記（８）に準じて決定する。

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) その他の細目事項

新株予約権に関するその他の細目事項については、取締役会により決定する。

以上

別紙3 株式会社グローバルキャスト第4回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社グローバルキャスト第4回新株予約権

2. 新株予約権の内容及び数

(1) 新株予約権の数

155個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。

(ただし、(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(2) 割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式155株を新株予約権の目的となる株式数とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に（1）に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、120,900円とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じ

る1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

令和4年3月1日から令和9年12月31日までとする。

(5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額

とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社の取締役、監査役、従業員またはこれに準じる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任または定年退職その他取締役会決議において正当な理由がある場合と認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者は、当社株式が割当日以降において金融商品取引所に上場された場合に限り、権利行使期間内に権利行使することができる。
- ③ 新株予約権者は、以下の区分に従って、割当された権利の一部又は全部を行使することができる。但し、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。
 - (i) 当社株式が金融商品取引所に上場された月の月末から1年間が経過する日までは、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - (ii) 当社株式が金融商品取引所に上場された月の月末から1年間が経過した日以降は、割当された権利の全部を行使することができる。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合、当社が死亡の事実を知った月の月末から10ヶ月以内（但し、行使期間の末日までとする）に限り、相続人は上記②③に規定する条件の範囲内において権利を行使することができる。

(8) 新株予約権の取得事由

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、前記（7）に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

（9）当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（2）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（3）で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記（4）に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記（4）に定める新株予約権を行

使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

前記（７）に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（５）に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

前記（８）に準じて決定する。

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) その他の細目事項

新株予約権に関するその他の細目事項については、取締役会により決定する。

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

4. 新株予約権の割当日

令和2年2月7日

以上

別紙4 株式会社アプリックス第G-2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社アプリックス第G-2回新株予約権

2. 新株予約権の内容及び数

(1) 新株予約権の数

155個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,786株とする。

(ただし、(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(2) 割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式276,830株を新株予約権の目的となる株式数とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に(1)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、68円とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)ま

たは株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

2026年4月1日から2027年12月31日までとする。

(5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額

は上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社の取締役、監査役、従業員またはこれに準じる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任または定年退職その他取締役会決議において正当な理由がある場合と認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者は、以下の区分に従って、割当された権利の一部又は全部を行使することができる。但し、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。
 - (i) 割当日から1年間が経過する日までは、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - (ii) 割当日から1年間が経過した日以降は、割当された権利の全部を行使することができる。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、当社が死亡の事実を知った月の月末から10ヶ月以内（但し、行使期間の末日までとする）に限り、相続人は上記②③に規定する条件の範囲内において権利を行使することができる。

(8) 新株予約権の取得事由

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、前記（7）に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新

株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(9) 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(2)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(3)で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記(4)に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

前記（7）に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（5）に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

前記（8）に準じて決定する。

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) その他の細目事項

新株予約権に関するその他の細目事項については、取締役会により決定する。

以上

別紙5 株式会社グローバルキャスト第5回新株予約権の内容

1. 本新株予約権の名称 株式会社グローバルキャスト第5回新株予約権

2. 新株予約権の内容及び数

(1) 新株予約権の数

195個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。

(ただし、(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(2) 割り当てる新株予約権の目的

当社普通株式195株を新株予約権の目的となる株式数とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に(1)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、163,000円とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} + \begin{array}{r} \text{新規発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} \\ + \\ \text{新規発行株式数} \end{array}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

令和6年5月1日から令和9年12月31日までとする。

(5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資

本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社の取締役、監査役、従業員またはこれに準じる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任または定年退職その他取締役会決議において正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者は、当社株式が割当日以降において金融商品取引所に上場された場合に限り、権利行使期間内に権利行使することができる。
- ③ 新株予約権者は、以下の区分に従って、割当された権利の一部又は全部を行使することができる。但し、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。
 - (i) 当社株式が金融商品取引所に上場された月の月末から1年間が経過する日までは、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - (ii) 当社株式が金融商品取引所に上場された月の月末から1年間が経過した日以降は、割当された権利の全部を行使することができる。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合、当社が死亡の事実を知った月の月末から10カ月以内（但し、行使期間の末日までとする）に限り、相続人は上記②③に規定する条件の範囲内において権利を行使することができる。

(8) 新株予約権の取得事由

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、前期（7）に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

（9）当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（2）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（3）で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記（4）に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記（4）に定める新株予約権を行

使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

前記（７）に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（５）に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

前記（８）に準じて決定する。

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) その他の細目事項

新株予約権に関するその他の細目事項については、取締役会により決定する。

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

4. 新株予約権の割当日

令和４年５月１日

以上

別紙6 株式会社アプリックス第G-3回新株予約権の内容

1. 本新株予約権の名称

株式会社アプリックス第G-3回新株予約権

2. 新株予約権の内容及び数

(1) 新株予約権の数

195個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,786株とする。

(ただし、(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(2) 割り当てる新株予約権の目的

当社普通株式348,270株を新株予約権の目的となる株式数とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に(1)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、92円とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)また

は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

2026年4月1日から2027年12月31日までとする。

(5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り

上げるものとする。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社の取締役、監査役、従業員またはこれに準じる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任または定年退職その他取締役会決議において正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者は、以下の区分に従って、割当された権利の一部又は全部を行使することができる。但し、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。
 - (i) 割当日から1年間が経過する日までは、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - (ii) 割当日から1年間が経過した日以降は、割当された権利の全部を行使することができる。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、当社が死亡の事実を知った月の月末から10カ月以内（但し、行使期間の末日までとする）に限り、相続人は上記②③に規定する条件の範囲内において権利を行使することができる。

(8) 新株予約権の取得事由

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、前期（7）に規定する条件により権利

を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(9) 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(2)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(3)で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記(4)に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

前記（７）に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（５）に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

前記（８）に準じて決定する。

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) その他の細目事項

新株予約権に関するその他の細目事項については、取締役会により決定する。

以上

別紙7 株式会社グローバルキャスト第6回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社グローバルキャスト第6回新株予約権

2. 新株予約権の内容及び数

(1) 新株予約権の数

359個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。

(ただし、(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(2) 割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式359株を新株予約権の目的となる株式数とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に(1)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、163,000円とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結

果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

令和6年12月14日から令和14年12月12日までとする。

(5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額

とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社の取締役、監査役、従業員またはこれに準じる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任または定年退職その他取締役会決議において正当な理由がある場合と認められた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者は、当社株式が割当日以降において金融商品取引所に上場された場合に限り、権利行使期間内に権利行使することができる。
- ③ 新株予約権者は、以下の区分に従って、割当された権利の一部又は全部を行使することができる。但し、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。
 - (i) 当社株式が金融商品取引所に上場された月の月末から1年間が経過する日までは、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - (ii) 当社株式が金融商品取引所に上場された月の月末から1年間が経過した日以降は、割当された権利の全部を行使することができる。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合、当社が死亡の事実を知った月の月末から10ヶ月以内（但し、行使期間の末日までとする）に限り、相続人は上記②③に規定する条件の範囲内において権利を行使することができる。

(8) 新株予約権の取得事由

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、前記（7）に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

（9）当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（2）に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（3）で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
前記（4）に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為

の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記（４）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

前記（７）に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（５）に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

前記（８）に準じて決定する。

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) その他の細目事項

新株予約権に関するその他の細目事項については、取締役会により決定する。

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

4. 新株予約権の割当日

令和4年12月14日

以上

別紙8 株式会社アプリックス第G-4回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社アプリックス第G-4回新株予約権

2. 新株予約権の内容及び数

(1) 新株予約権の数

359個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,786株とする。

(ただし、(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(2) 割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式641,174株を新株予約権の目的となる株式数とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に(1)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、92円とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)ま

または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

2026年4月1日から2032年12月12日までとする。

(5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額

は上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社の取締役、監査役、従業員またはこれに準じる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任または定年退職その他取締役会決議において正当な理由がある場合と認められた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者は、以下の区分に従って、割当された権利の一部又は全部を行使することができる。但し、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。
 - (i) 割当日から1年間が経過する日までは、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - (ii) 割当日から1年間が経過した日以降は、割当された権利の全部を行使することができる。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合、当社が死亡の事実を知った月の月末から10ヶ月以内（但し、行使期間の末日までとする）に限り、相続人は上記②③に規定する条件の範囲内において権利を行使することができる。

(8) 新株予約権の取得事由

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、前記（7）に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する

新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(9) 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(2)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(3)で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記(4)に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

前記（７）に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（５）に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

前記（８）に準じて決定する。

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) その他の細目事項

新株予約権に関するその他の細目事項については、取締役会により決定する。

以上

別紙9 株式会社グローバルキャスト第7回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称
株式会社グローバルキャスト第7回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 新株予約権の個数
500個
3. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割若しくは資本金の額の減少を行う場合又は当社取締役会が付与株式数の調整を必要と判断した場合には、当社は、付与株式数を調整することができる。

4. 新株予約権の割当日
2022年12月14日
5. 新株予約権と引換えに払い込む金銭
本新株予約権1個当たりの発行価額は、金7,061円とする。
6. 新株予約権の行使時の払込金額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際し

て出資される財産の新株予約権1個当たりの価額は、次により決定される1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)である金163,000円に付与株式数を乗じた金額とする。

ただし、割当日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合には、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり時価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、又は、当社取締役会が行使価額の調整を必要と判断した場合には、当社は、行使価額を調整することができる。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

行使価額（上記6.に従って行使価額が調整された場合には調整後行使価額）に、上記2.の本新株予約権の個数に相当する付与株式数（上記3.に従って付与株式数が調整された場合には調整後付与株式数）を乗じて得られる金額とする。

ただし、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、本新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、行使価額と同額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の資本組入額

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項により算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2022年12月14日から2032年12月13日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。

10. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合には、この限りではない。

- (2) 本新株予約権の割当を受けた者は、以下の事由が生じた場合には、以後、本新株予約権を一切行使することができない。ただし、本新株予約権の行使を認めるべき合理的な理由があるものとして、新株予約権者による本新株予約権の行使を認める旨の当社の取締役会の決議があった場合には、この限りでない。
- ① 新株予約権者の死亡により、相続人が相続した場合
 - ② 新株予約権者が本要項の定め又は法令若しくは当社の社内規程に違反する行為を行った場合
 - ③ 新株予約権者が破産手続、民事再生手続その他の法的倒産手続開始の申立てを受け又は自らこれを申し立てた場合
- (3) その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する本新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

11. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社は、当社取締役会が定める日において、無償で、本新株予約権の保有者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。
- (2) 本項に定める本新株予約権の取得事由は、対象者より本新株予約権を承継した者にもその性質に反しない限り適用されるものとする。
- (3) その他の取得に関する事項は、当社と対象者との間で締結する本新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

12. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

13. 代用払込みに関する事項

該当事項なし。

14. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、

又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下を総称して「組織再編成行為」という。）に際して、以下の各号に沿って会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を契約書又は計画書等において定めた場合には、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、各組織再編成行為に係る契約書又は計画書等の定めるところにより、再編成対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記6.に従って定める調整後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記8.「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及

び資本組入額」の(2)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

上記10.「新株予約権の行使の条件」および11.「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。

(9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

15. 細 則

(1) 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

① 本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による新株予約権行使請求書に必要事項を記入し、署名又は記名押印の上、これを当社の指定する本新株予約権の行使請求の受付場所に提出するものとする。

② 上記①の新株予約権行使請求書の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使にかかる新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する新株予約権の行使請求の払込取扱場所の口座に2022年12月14日までに振り込むものとする。

(2) 新株予約権の行使効力発生時期等

① 本新株予約権を行使した新株予約権者は適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。

② 当社は、行使手続終了後、直ちに、本新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について株主名簿に記載又は記録するために必要な手続を行うものとする。

(3) 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

本新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(4) 株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の5銀行営業日後の日に株式を交付する。

- (5) その他本新株予約権に関し、必要な一切の事項は当社代表取締役に一任する。

以 上

別紙10 株式会社アプリックス第G-5回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社アプリックス第G-5回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 新株予約権の個数

500個

3. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1,786株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割若しくは資本金の額の減少を行う場合又は当社取締役会が付与株式数の調整を必要と判断した場合には、当社は、付与株式数を調整することができる。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権1個当たりの価額は、次により決定される1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）である金92円に付与株式数を乗じた金額とする。

ただし、割当日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上

げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合には、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1}{\text{株当たり払込価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \times \frac{1}{\text{1株当たり時価}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり時価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、又は、当社取締役会が行使価額の調整を必要と判断した場合には、当社は、行使価額を調整することができる。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額行使価額（上記4.に従って行使価額が調整された場合には調整後行使価額）に、上記2.の本新株予約権の個数に相当する付与株式数（上記3.に従って付与株式数が調整された場合には調整後付与株式数）を乗じて得られる金額とする。

ただし、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、本新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が本新株予約権を消却した

場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、行使価額と同額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の資本組入額

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項により算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2026年4月1日から2032年12月13日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。

8. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合には、この限りではない。

(2) 本新株予約権の割当を受けた者は、以下の事由が生じた場合には、以後、本新株予約権を一切行使することができない。ただし、本新株予約権の行使を認めるべき合理的な理由があるものとして、新株予約権者による本新株予約権の行使を認める旨の当社の取締役会の決議があった場合には、この限りでない。

① 新株予約権者の死亡により、相続人が相続した場合

- ② 新株予約権者が本要項の定め又は法令若しくは当社の社内規程に違反する行為を行った場合
 - ③ 新株予約権者が破産手続、民事再生手続その他の法的倒産手続開始の申立てを受け又は自らこれを申し立てた場合
- (3) その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する本新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

9. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社は、当社取締役会が定める日において、無償で、本新株予約権の保有者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。
- (2) 本項に定める本新株予約権の取得事由は、対象者より本新株予約権を承継した者にもその性質に反しない限り適用されるものとする。
- (3) その他の取得に関する事項は、当社と対象者との間で締結する本新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

10. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 代用払込みに関する事項

該当事項なし。

12. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下を総称して「組織再編成行為」という。）に際して、以下の各号に沿って会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を契約書又は計画書等において定めた場合には、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる

る日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、各組織再編成行為に係る契約書又は計画書等の定めるところにより、再編成対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記4.に従って定める調整後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6.「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の(2)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

上記8.「新株予約権の行使の条件」および9.「新株予約権の取得に関する

事項」に準じて決定する。

(9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

13. 細 則

(1) 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- ① 本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による新株予約権行使請求書に必要事項を記入し、署名又は記名押印の上、これを当社の指定する本新株予約権の行使請求の受付場所に提出するものとする。
- ② 上記①の新株予約権行使請求書の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使にかかる新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する新株予約権の行使請求の払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

(2) 新株予約権の行使効力発生時期等

- ① 本新株予約権を行使した新株予約権者は適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- ② 当社は、行使手続終了後、直ちに、本新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について株主名簿に記載又は記録するために必要な手続を行うものとする。

(3) 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

本新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(4) 株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

(5) その他本新株予約権に関し、必要な一切の事項は当社代表取締役に一任する。

以 上

3. 会社法施行規則第193条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

①本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	グローバルキャスト (株式交換完全子会社)
株式交換比率(※1)	1	1,786
株式交換により交付する株式数	株式会社アプリックス普通株式：21,801,702株(予定)	

※1. 株式交換比率

グローバルキャストの普通株式1株に対して、当社の普通株式1,786株を割当て交付します。

なお、割当て交付の対象となるグローバルキャスト株式については、効力発生日までにグローバルキャストにて消却予定の自己株式及びグローバルキャスト従業員持株会が保有する株式を除いた株式となります。また、本株式交換比率の算定においては、グローバルキャストが発行する新株予約権について考慮しておりません。なお、グローバルキャストが発行する新株予約権については、効力発生日までにグローバルキャストにてすべて取得・消却するとともに、本項「(2) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等 (iii) 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項」に記載のとおり、本株式交換効力発生日において当社が同条件で新たに新株予約権を割当て交付する予定ですが、当該当社新規交付新株予約権は株式交換比率算定時において割当日が到来しておらず行使ができないこと等の理由により、本株式交換の交換比率算定過程においては考慮しておりません。

※2. 本株式交換により交付する株式数

本株式交換により交付される当社株式は21,801,702株の予定であり、当社は、本株式交換に際し、新たに普通株式の発行を行う予定です。

※3. 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を保有することとなるグローバルキャストの株主の皆様につきましては、当社の定款及び株式取扱規程の定めるところにより、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

・単元未満株式の買取請求制度(単元未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを当社に対して請求することができる制度です。

※4. 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定により、その端数の合計数（その合計数の1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとし）に相当する当社の株式を売却し、その端数に応じてその代金を当該株主に交付します。

(2) 本株式交換に係る割当の内容の算定根拠等

(i) 割当の内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換の株式交換比率の公平性を確保するため、当社及びグローバルキャストから独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、グローウィン・パートナーズ株式会社（以下「GWP社」）を株式交換比率算定のための第三者算定機関に選定し、その算定結果の報告を受けました。その後、当社及びグローバルキャストはかかる算定結果を参考に、慎重に交渉・協議を行い、株式交換比率を決定いたしました。

(ii) 算定に関する事項

(ア) 算定機関の名称並びに当社及び相手会社との関係

株式交換比率の算定にあたり当社が依頼したGWP社は、当社及びグローバルキャストから独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、GWP社に対する報酬は、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬はなく、成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、独立性は十分に確保されていると判断しております。

(イ) 算定の概要

GWP社は、当社については、東京証券取引所グロース市場に上場していることから、市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映させるため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」）を採用し算定しました。また、グローバルキャストについては、非上場会社であり市場株価が存在しないため、将来の事業活動を評価に反映させるため、DCF法を採用し算定しました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法は以下のとおりです。

採用方法		株式交換比率の算定結果
当社	グローバルキャスト	
市場株価法	DCF法	1,457 ~ 1,940

DCF法	DCF法	1,262 ~ 1,942
------	------	---------------

市場株価法では、2026年1月15日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所グロース市場における算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間の株価終値の単純平均値を採用いたしました。

DCF法では、当社については、2025年12月期から2029年12月期までの事業計画を財務予測として採用し、当該財務予測の期間において当社が生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値の評価を行いました。なお、算定の前提とした財務予測について、当社の事業計画では営業利益について27年12月期から28年12月期にかけて131.5%、28年12月期から29年12月期においては50.0%増加する前提としております。これは当社においてはMVNO・MVNEサービスやモバイルWiFiルーターなどストック性の商材・サービスを提供しており、そのようなストック商材・サービスから得られるストック収益の積み重ねが27年12月期以降で伸長していく前提としているためです。また事業計画の作成において本株式交換による事業シナジーは考慮しておりません。

また、グローバルキャストについては、多面的に事業展開を行い、いくつかの事業について成長フェーズであることから2026年1月期から2036年1月期までの事業計画を財務予測として採用し、当該財務予測の期間においてグローバルキャストが生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値の評価を行いました。なおグローバルキャストについても算定の前提とした財務予測について、グローバルキャストの事業計画では営業利益について28年1月期から29年1月期にかけて49.6%増加、また29年1月期から30年1月期においては30.4%程度増加する前提としております。これは現在グローバルキャストにおいて人件費等の固定費の増加抑制を目的とした体制の効率化やスリム化に取り組んでおり、28年1月期以降においてはこのような固定費の大幅な増加は発生せず利益が増加する前提としているためです。また事業計画の作成において本株式交換による事業シナジーは考慮しておりません。

それらの結果をもとに、当社株式を市場株価法、グローバルキャストをDCF法で評価した場合の株式交換比率のレンジを1,457 ~ 1,940、また当社株式及びグローバルキャスト株式をDCF法で評価した場合の株式交換比率のレンジを1,262 ~ 1,942と算定しております。なお、GWP社は、株式交換比率の算定に際して、当社及びグローバルキャストから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料及び情報等がすべて正確かつ完全なものであること、グローバルキャストの株式価値の算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないこと、かつグローバルキャストの将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。グローバルキャストの事業計画については、上記「1.本株式

交換を行う理由」に記載のとおり、当社においてグローバルキャストの代表取締役や各事業部門責任者等から詳細な説明を受けるとともに、逐次不明点の確認等を行った結果、当社としては、グローバルキャストの業績数値について重大な懸念はなく、今後の見通しについても、変化の激しい通信業界において先行きが不透明な状況ではあるものの、これまでの実績や市場環境等を考慮した合理的な計画・見積りのもと策定されていると判断しております。

(iii) 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

グローバルキャストは、取締役及び従業員に対して新株予約権を発行しており、本株式交換後は実質的に同一の条件となる新株予約権の目的である株式の数を本株式交換比率に応じて調整した当社の新株予約権を、基準時におけるグローバルキャストの各新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する各新株予約権に代わり、同数の割合をもって割当て交付します。詳細については上記株式交換契約書別紙の各新株予約権発行要項をご参照ください。

なお、グローバルキャストは新株予約権付社債を発行しておりません。

(3) 交換対価として当社の株式を選択した理由

当社株式は東京証券取引所において取引されており、本株式交換後において市場における取引機会が確保されていることから、本株式交換の対価として当社の普通株式を選択することが適切であると判断いたしました。

(4) 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従い当社が別途定める金額といたします。かかる取扱いについては、当社の資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

(5) グローバルキャストの最終事業年度に係る事業報告及び計算書類等の内容

グローバルキャストの最終事業年度に係る事業報告及び計算書類等の内容は、別紙2の通りです。

(6) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 当社

(ア) 当社は、2026年1月16日に開催した臨時取締役会において、グローバルキャストとの間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の内容は、上記「2. 本株式交換契約の内容の概要」に記

載のとおりです。

(イ) 当社は、2026年1月16日に開催した臨時取締役会において、株式会社光通信を割当先とする第三者割当の方法による新株予約権の発行を決議しました。詳細については「連結注記表 10. 重要な後発事象に関する注記（第三者割当による新株予約権の発行）」をご参照ください。

② グローバルキャスト

該当事項はありません。

別紙2 グローバルキャストの最終事業年度に係る事業報告及び計算書類等の内容

別紙1 第17期事業報告（2024年2月1日から2025年1月31日まで）

1. 会社の現況

（1）事業の経過及び成果

当事業年度（2024年2月1日～2025年1月31日）における我が国の経済は、円安によるインバウンド需要の増加、雇用・所得環境の改善などにより、緩やかな回復が続きました。労働市場では賃上げを行う企業の増加やDXの推進を背景に、転職希望者の動きが活発になり、企業の採用意欲も高い水準を維持しています。一方で、米国のインフレや中国経済の減速、国際情勢の不安定化、欧米の高金利などの影響により、依然として先行きは不透明な状況です。

こうした環境の中、当社では、複合的な営業チャネルと日本全国を網羅する販売ネットワークを駆使し、クライアント企業のサービスを世の中に普及させるとともに、そのノウハウをもとに自社ソリューションにフィードバックして、クライアント企業への貢献と事業成長に取り組んでまいりました。

統合型マーケティング領域について、生産人口の低下によって特に営業職の採用難易度が高まっていることで、販売や営業などプロフィット創出を担う業務プロセスの外注化需要が高まっており、そのような需要に対応したサービス提供を強化してまいりました。また、特定のクライアント企業の経営方針の変化やその分野・業界での動向が当社の業績に影響を与えやすいビジネスモデルであることが課題と捉え、特定のクライアント企業への依存度を下げるとともに顧客数の向上や新たな産業分野での業務調達に取り組むなど、強靱且つ柔軟な事業基盤構築を推し進めて参りました。既存クライアントとの取り組みの幅を広げたことに加え、これまでとは異なる業界のクライアント企業が抱えている課題発見と改善実行をおこない、当社の事業基盤をより強固にしてまいりました。

ソリューション領域では従前より取り組んでいた再生エネルギー住宅設備の普及推進事業における、派生サービスへの展開に注力したほか、DX/SX関連サービスを推進していく中でマネタイズのコ機を創出したこと等が寄与し、更なる事業成長に繋がりました。

この結果、当事業年度における経営成績は、売上高は7,276百万円（前年比0.2%減）、営業利益は56百万円（前年は△65百万円）、経常利益は71百万円（前年は△68百万円）、当期純利益は43百万円（前年は△196百万円）となりました。

なお、当社は、トランスフォーメーション事業の単一セグメントのため、事業のセグメント別業績につきましては、記載はしていません。

（2）設備投資の状況

当事業年度中において実施した設備投資の総額は32百万円で、その主な内容は事業拡張に向けた福岡センターのインフラ敷設費用や社用車のリース費用等であります。なお、設備の導入資金は、自己資金及び一部借入により賅っております。

(3) 重要な資金調達状況

当事業年度中に、当社の所要資金として、金融機関より短期借入金として700百万円、長期借入金として100百万円の資金調達を行いました。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益状況

	第14期 (2022年1月期)	第15期 (2023年1月期)	第16期 (2024年1月期)	第17期 (当事業年度) (2025年1月期)
売上高 (百万円)	7,938	7,561	7,289	7,276
経常利益 (百万円)	172	56	△68	71
当期純利益 (百万円)	63	△110	△196	43
1株当たり当期純利益 (円)	5,036.44	△8,733.56	△15,674.37	3,467.55
総資産 (百万円)	2,326	2,070	2,111	2,386
純資産 (百万円)	728	642	405	385

(5) 対処すべき課題

今後、当社を取り巻く環境はより複雑化し、競争は苛烈化すると予想されます。このような環境の下、当社では強みであるパートナー（代理店等）販売網の更なる活性化と、より幅広いクライアントとの取引と業務調達が必要であると考えております。また創業当時からの事業に加え、自社ソリューションを通して新しい分野での収益拡大と、少子高齢化に伴う社会課題を解決することで収益を確保するためその他事業における高齢層を対象としたビジネスの拡大を目指しております。これらの実現のために、以下の事項を課題として認識し、対策に着手しております。

① ビジネスにおける課題

I. クライアント産業分野の拡大

当社は、創業時より成功報酬型の契約取次業務をインフラ事業者から受託し、実行してまいりました。このような産業分野は機能要件が平易なため参入障壁が

低く、またクライアントの方針や市況によっては業績が影響を受けることが課題と捉えています。これらの業務実行で培ったノウハウを活かし、官公庁・自治体や広告代理店、大手BPO企業、大手自動車メーカーといった領域のクライアントからの業務調達に取り組み、特定の産業分野やクライアントに依存しない強固な事業基盤を構築してまいります。

II. 固定費型業務の積極調達

上記のとおり当社は創業当時より成功報酬型業務をインフラ事業者から受託しており、このようなビジネスモデルは収益の安定性や販売パートナー確保に係るコスト増加が課題でありました。今後は既存クライアントに対し固定費型の業務を提案・受託することで収益基盤を強固にし、また自社及び販売パートナーのリソースを有効活用してまいります。

III. 中小企業向けソリューションの伸長

日本企業の約99.7%が中小企業とされていますが、大手企業のようにDX/SXにかけられるコストやリソースが不足しているという課題があり、当社は、このソリューションに取り組んでいます。中小企業経営者に特化した経営相談プラットフォーム「プロサポX」構築や、大手BPO企業・金融機関と提携したDX/SXソリューションサービスの展開をおこない、社会課題の解決とともにマイユーザー（BPOクライアントではなく、自社サービスを直接的にご利用いただくお客様）創出とリカーリング収益（継続的にサービスを提供し、提供した量に応じて報酬を受け取るビジネスモデル）の確保を実現してまいります。

IV. パートナーの確保と育成及び管理

更なる企業成長やクライアント企業の成長・業績向上を支援し、また当社の業績も向上させていくためには、業務品質の高い販売パートナーの確保と育成及び管理体制が必要であります。全国に広がる販売パートナー網をより強化するため、自社社員1名あたりの販売パートナーから創出する価値を増加させるとともに、システム構築や専門組織の組成による教育・支援充実化をおこなうことで、営業組織拡張と収益効率改善の両方を実現させてまいります。

V. 少子高齢化による事業機会の有効化

当社はその他事業領域において、行政・社会基盤のデジタル化における高齢層のデジタルディバイド（情報格差）の課題へ対処するデジタル教育事業を行っておりますが、今後も増加する高齢者層のクオリティオブライフを充実化させ、特に医療・介護領域が抱える社会課題の解決を行うことを目的としたソリューション領域への参入を検討しており、収益化の蓋然性が認められれば積極参入するこ

とでさらなる収益増加を実現させてまいります。

② 人材における課題

I. 従業員の確保と育成の強化

継続的な事業拡大及び収益確保のために、高い提案能力と実績・経験・メンタリティーを持ち合わせた人材確保及び育成が必要であります。年間を通じての主要会議における議論精度や分析力向上及び課題創出と改善活性化に向けた研修を実施しており、この成果をモニタリングして更なる人材育成に活用致します。また新たにSNSによる企業紹介や、「女性活躍推進企業」認定取得などに取り組んでおり、優秀な人材がより多く集まるよう多様な手法を活用して当社の認知度向上と魅力のアピールに取り組んでおります。

③ 管理体制における課題

I. 内部管理体制の強化

当社は、今後もより一層の事業拡大を見込んでおり、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。これに向け、管理部門内にコンプライアンスおよびガバナンスの維持・向上に特化した部署を設置し、専属の執行役員を登用しております。

II. 情報管理体制の強化

当社は、クライアントから受託する契約取次業務にかかる顧客情報・個人情報、および自社サービスにかかる顧客情報・個人情報を取り扱っております。これらの情報につきましては、JIS／ISOに準拠した社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、システム環境の整備などを行うことで高い水準で管理しておりますが、AIなどの普及により法令やクライアントから求められる要件が今後更に高度化していくことを想定し、管理体制の強化に取り組んでまいります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社グローバルワン	20百万円	51%	ミネラルウォーター等の飲料水の営業支援

(7) 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の事業の譲受の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な事業内容 (2025年1月31日現在)

当社は、全国を網羅する販売ネットワークと業務実行力を活かし、商品やサービスを提供する企業に対する営業における支援業務をおこなっております。それにより、新たな商用化された技術やソリューションが世の中に迅速に普及することで、社会の変革に寄与しております。更にこのノウハウを活かし自らも世の中の変革を促す各種ソリューションを企画・開発・提供しております。加えて、変革した世の中への対応や、将来の変革の担い手育成のためICT/プログラミング教育サービスも提供しております。当社はこれらすべての事業が社会の変革を後押しすることから「トランスフォーメーション事業」と総称し展開しております。当社は「トランスフォーメーション事業」の単一セグメントであり、大別すると以下の区分となります。

① 2025年1月31日現在

事業区分	主な提供サービス
------	----------

トランスフォーメーション事業	統合型マーケティング	<p>主にクライアントの商品やサービスを世の中に普及させるための営業・販売における代行業務をおこなっております。フィールドセールスやテレマーケティング、ウェブマーケティングなどの複合的な販売チャネルと全国を網羅する販売パートナー網を活用しクライアントのプロフィット創出を支援するコアBPOです。更にコールセンターやバックオフィスなど主にCXを支援しコスト削減に寄与するノンコアBPOにも対応し、ソフトウェア開発などのIT系BPO対応もカバーし、一気通貫でのクライアントの業務要件に対応することが可能です。</p> <p>主に電気通信業界やエネルギー業界における通信回線やモバイル等の販売業務、テックベンチャーからのソリューション普及業務、エンタープライズ・官公庁自治体のコールセンターの受託業務等があげられます。</p>
	ソリューション	<p>様々な業界に存在する課題を解決するための自社ソリューションを企画・開発・提供しております。</p> <p>主にエネルギー業界における住宅用太陽光発電システム・蓄電池の販売・メンテナンスや、DX/SX領域における中小企業向けソリューション、店舗などの小規模企業者向けローカルビジネスサポート等を展開しております。</p>
	その他	<p>ICT/プログラミング教室「バレッド」を始めとした、教育事業を展開しております。対象は主に小学生から高校生を対象としたジュニアカテゴリと、高齢層を対象としたシニアカテゴリに分類されます。</p>

(10) 主要な営業所 (2025年1月31日現在)

本社 (愛知県名古屋市)

国内事業所 (営業拠点) 東京オフィス (東京都千代田区)、大阪オフィス (大阪府大阪市)

名古屋営業所 (愛知県名古屋市)、静岡営業所 (静岡県静岡市)

京都営業所 (京都府京都市)、和歌山営業所 (和歌山県和歌山市)

広島営業所 (広島県広島市)、福岡営業所 (福岡県福

岡市)
沖縄営業所（沖縄県浦添市）

(11) 従業員の状況（2025年1月31日現在）

当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
152人	12名減	36.2歳	5.5年

（注）使用人数は就業人数ではありますが、パートタイマー等の臨時雇用者は含んでおりません。

(12) 主要な借入先の状況（2025年1月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	666百万円
株式会社あいち銀行	170百万円
株式会社商工組合中央金庫	103百万円
株式会社名古屋銀行	98百万円
株式会社三十三銀行	32百万円
株式会社りそな銀行	25百万円
株式会社伊予銀行	25百万円

(13) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2024年10月16日付で、弊社の主要取引先である株式会社エネコムとの間で資本提携を行い、2024年10月31日付で同社が当社の普通株式300株（発行済み株式総数の2.4%）を創業者より取得しております。

2. 株式に関する事項（2025年1月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 50,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,627株（自己株式150株を含む）
- (3) 株主数 17名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
川口 英幸	5,962	47.8%
株式会社NEO INNOVATION	4,380	35.1%
株式会社リンクアンドモチベーション	800	6.4%
株式会社エネコム	300	2.4%
グローバルキャスト従業員持株会	270	2.2%
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	200	1.6%
あいぎん未来創造ファンド3号投資事業有限責任組合	150	1.2%
株式会社リンクソシユール	147	1.2%
株式会社エイチワイエス	84	0.7%
株式会社エムエムシー	84	0.7%

(注) 1. 当社は、自己株式150株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

2. 上記の持株比率は、自己株式（150株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

【2018年1月26日開催の取締役会決議による新株予約権】

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使対価 1個につき50,000円
- ③ 新株予約権の行使条件 (注) 1
- ④ 新株予約権の行使期間 2020年2月1日～2027年12月31日
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数

取締役 (社外取締役を除く)	131個	普通株式 131株	4名
-------------------	------	-----------	----

※最近事業年度の末日（2025年1月31日）における内容を記載しております。

【2020年2月7日開催の取締役会決議による新株予約権】

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使対価 1個につき120,900円
- ③ 新株予約権の行使条件 (注) 1
- ④ 新株予約権の行使期間 2022年3月1日～2027年12月31日
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	105個	普通株式 105株	3名
監査役	9個	普通株式 9株	1名

※最近事業年度の末日（2025年1月31日）における内容を記載しております。

【2022年4月29日開催の取締役会決議による新株予約権】

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使対価 1個につき120,900円
- ③ 新株予約権の行使条件 (注) 1
- ④ 新株予約権の行使期間 2024年5月1日～2027年12月31日
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	50個	普通株式 50株	1名
社外取締役	50個	普通株式 50株	1名
監査役	15個	普通株式 15株	1名

※最近事業年度の末日（2025年1月31日）における内容を記載しております。

【2022年12月13日開催の取締役会決議による新株予約権】

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない

- ② 新株予約権の行使対価 1個につき163,000円
- ③ 新株予約権の行使条件 (注) 1
- ④ 新株予約権の行使期間 2024年12月14日～2032年12月12日
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	204個	普通株式 204株	5名
監査役	5個	普通株式 5株	1名

※最近事業年度の末日(2025年1月31日)における内容を記載しております。

【2022年12月13日開催の取締役会決議による新株予約権】

- ① 新株予約権の払込金額 1個につき7,061円
- ② 新株予約権の行使対価 1個につき163,000円
- ③ 新株予約権の行使条件 (注) 1
- ④ 新株予約権の行使期間 2022年12月14日～2032年12月13日
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	500個	普通株式 500株	1名

※最近事業年度の末日(2025年1月31日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合には、この限りではない。
- ② 本新株予約権の割当を受けた者は、以下の事由が生じた場合には、以後、本新株予約権を一切行使することができない。ただし、本新株予約権の行使を認めるべき合理的な理由があるものとして、新株予約権者による本新株予約権の行使を認める旨の当社の取締役会の決議があった場合には、この限りでない。
 - a. 新株予約権者の死亡により、相続人が相続した場合
 - b. 新株予約権者が本要項の定め又は法令若しくは当社の社内規程に違反

する行為を行った場合

- c. 新株予約権者が破産手続、民事再生手続その他の法的倒産手続開始の申立てを受け又は自らこれを申し立てた場合

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年1月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	川口 英幸	株式会社グローバルワン 取締役 株式会社NEO INNOVATION 代表取締役
専務取締役	森本 達也	-
取締役	西 泰範	営業担当取締役 株式会社グローバルワン 取締役
取締役	蒔田 欣央	内部監査担当取締役 株式会社グローバルワン 監査役
取締役	上原 純平	営業担当取締役 株式会社グローバルワン 取締役
非常勤取締役	大池 慶近	-
取締役	望月 明人	株式会社エーエスピー 取締役会長 株式会社ナビック 社外取締役 クロスメディテック株式会社 社外取締役
取締役	近藤 孝教	株式会社チェッカーサポート 取締役副社長
取締役	林 直人	管理担当取締役
常勤監査役	水野 純一	-

監査役	大倉 淳	名南M&A株式会社 社外監査役 株式会社コプロ・ホールディングス 社外監査役 公認会計士大倉会計事務所 代表
監査役	花村 総一郎	-

- (注) 1. 取締役望月明人氏及び近藤孝教氏は、社外取締役であります。
2. 監査役大倉淳氏及び花村総一郎氏は、社外監査役であります。
3. 監査役大倉淳氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役花村総一郎氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役蒔田欣央氏は、2025年1月31日をもって辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役及び社外監査役との間で、会社法427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社における取締役及び監査役並びに執行役員又は管理職である従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する明確な方針は定めておりませんが、役員規程に基づき、当社の取締役の基本報酬は、固定報酬とし、世間水準、会社業績、社員給与とのバランス等を考慮して、取締役会の決議により取締役の個人別の報酬等を決定しております。また、

業績連動報酬等や非金銭報酬等はないため固定報酬が個人別の報酬の全部を占めます。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の種類別の総額				対象となる 役員の員数
	報酬等の総額	基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	168百万円 (9百万円)	168百万円 (9百万円)	- (-)	- (-)	10名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	13百万円 (5百万円)	13百万円 (5百万円)	- (-)	- (-)	3名 (2名)
合計	181百万円	181百万円	-	-	13名

- (注) 1. 取締役の金銭報酬額は、2024年4月26日開催の臨時取締役会において、2016年4月30日開催の定時株主総会で承認可決された総額範囲である、年額300百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は5名（うち社外取締役0名）です。
2. 監査役の金銭報酬額は、2024年4月26日開催の臨時監査役会において、2016年7月23日開催の臨時株主総会で承認可決された総額範囲である、年額30百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時時点の監査役総数は1名（うち社外監査役0名）です。
3. 取締役の報酬決定についてのプロセスの客観性と透明性を確保するため、個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、社外取締役及び代表取締役で構成される指名報酬委員会にその決定を委任することとし、その委任する権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び業績連動報酬の額を決定する権限としております。当該権限が指名報酬委員会によって適切に行き渡るよう、指名報酬委員会は、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役で構成するものとしております。なお指名報酬委員会の各構成員については次の通りです。
- ・構成員の氏名、地位及び役職
- 委員長 望月明人（社外取締役）、委員 近藤孝教（社外取締役）、委員 川口 英幸（代表取締役）
4. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給していません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役望月明人は、株式会社エーエスピーの取締役会長及び株式会社ナビック、クロスメディテック株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はございません。

・取締役近藤孝教は、株式会社チェッカーサポートの取締役副社長を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はございません。

・監査役大倉淳は、名南M&A株式会社の社外監査役及び株式会社コプロ・ホールディングスの社外監査役並びに公認会計士大倉会計事務所の代表を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役望月明人は、当事業年度開催の取締役会のうち在任期間に開催された19回のすべてに出席し、事業会社の取締役としての豊富な経験と見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要な発言を適宜行っております。

・取締役近藤孝教は、当事業年度開催の取締役会のうち在任期間に開催された19回のすべてに出席し、事業会社の取締役としての豊富な経験と見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要な発言を適宜行っております。

・監査役大倉淳は、当事業年度開催の取締役会のうち在任期間に開催された19回のうち18回に、また監査役会のうち在任期間に開催された13回のすべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

・監査役花村総一郎は、当事業年度開催の取締役会のうち在任期間に開催された19回のすべてに、また監査役会のうち在任期間に開催された13回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社における業務の適正を確保するための体制に関する基本方針の概要は、次のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 役職員の業務執行が、法令および定款に適合することを確保するため、「企業行動憲章」を策定し、これに基づき、全役職員は、法令、社会規範および社内規程を遵守し、倫理的な活動を行う。

② 法令等違反行為に対する役職員の懲戒等の厳正化・談合行為防止のための業務体制整備等、リスク・コンプライアンス委員会の提言に基づく諸施策や各部門のコンプライアンス教育および自部門監査（自己監査）の実施等により、役職員等一人ひとりの自覚・自律性を高め、コンプライアンスの徹底を図る。

③ 内部監査部門として、社長直属の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に

基づき内部監査を実施し、内部管理体制の適正性・有効性を検証する。また、内部監査室は、必要に応じて、監査役、監査法人と連携し、効果的な内部監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役会の職務の執行に係る情報を記録する取締役会議事録、稟議書等の文書および電磁的記録は、「文書管理規程」に基づき、適切に管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険の管理に関する規程として、「リスク・コンプライアンス規程」を策定し、リスク管理に関する必要な事項を定め、リスクの防止および損失の最小化を図り、危機発生時には、企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
- ② 代表取締役社長のもとに「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、担当部署から報告された多様なリスクの発生を可能な限り未然に防止し、発生した場合の損失の最小化を検討する。
- ③ 監査役および内部監査室は、リスクマネジメント体制の実効性について監査する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、経営の最高意思決定機関として、法令および定款に定める事項ならびにその他重要な事項を決議するため、毎月1回定例取締役会を開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとする。また、取締役の業務を監督する。
- ② 取締役の職務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から稟議するために、代表取締役社長を委員長とする予算委員会およびリスク・コンプライアンス委員会を設置する。
- ③ 日常の職務の執行において、「稟議規程」、「職務権限規程」を整備・運用することにより、決裁権限を明確にし、権限委譲を図る。

(5) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社管理・報告体制

- ア. 子会社統括部署を設置する。また、子会社ごとに主管部署を定め、主管部署は「関係会社管理規程」等、連結会社経営に関する社内規程に従い、子会社の経営および経営指導にあたりるとともに、各子会社には原則として取締役および監査役を派遣して業務の適正を確保する。

イ. 当社が子会社を通じて間接的に保有する子会社に関しては、原則として、当社が直接保有する子会社として経営管理および経営指導にあたることにより、本基本方針に基づく業務の適正が確保されるように努める。

ウ. 子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社の事業内容・規模、上場／非上場の別等を考慮のうえ、原則として、子会社ごとに、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の事業内容・規模、上場／非上場の別等を考慮のうえ、リスクカテゴリーごとにグループ内での管理対象会社を選定し、グループ全体のリスクを管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

連結ベースにて経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたるとともに、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施する。

④ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. 監査役が各子会社における職務執行の監督・監査を行うことにより、子会社における取締役等および使用人の職務執行が法令および定款に適合するよう努める。

イ. 「リスク・コンプライアンス委員会」において、コンプライアンス体制の整備につき指針を示し、当該事項の実施状況につき定期的なモニター・レビューを実施するとともに、必要に応じて子会社における教育・研修を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。

ウ. 子会社の業務活動全般も内部監査室による内部監査の対象とする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。

② 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制および当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役・監査役会が、職務に必要な情報を収集し、必要に応じて、取締役会等に問題提起ができるよう、監査役は、取締役会のほか、経営会議、その他重要会議に出席することができる。
- ② 取締役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査役会に報告する。
- ③ 内部監査部門等の使用人は、監査役からの定期・不定期の報告聴取に応じる他、会社に著しい損害を与えるおそれがある事実を発見し、かつ緊急の場合は、直接監査役に当該事実を報告することができる。
- ④ 各事業部門における職制ラインの他、内部通報制度を整備し、コンプライアンス違反などによる企業信用の失墜など、企業価値を大きく毀損するような重大な事態の発生を未然に防ぐ仕組みを構築し、報告のあった事項については、監査役に報告する。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他監査費用等の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、当社は、速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役・監査役会は、代表取締役社長および内部監査室と定期的な意見交換を行う
- ② 監査役・監査役会は、監査法人と緊密な連携を図り、効率的な監査を実施する
- ③ 監査役・監査役会は、職務の執行にあたり必要な場合には、弁護士または公認会計士等の外部専門家との連携を図る

別紙2 第17期計算書類等 (2024年2月1日から2025年1月31日まで)

① 貸借対照表 (2024年2月1日～2025年1月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,879,333	流動負債	1,525,430
現金及び預金	473,111	買掛金	406,248
売掛金	1,087,431	短期借入金	600,000
商品	9,408	1年内償還予定の社債	10,000
貯蔵品	881	1年内返済予定の長期借入金	178,498
前渡金	231,268	前受金	58,020
前払費用	30,946	契約負債	16,892
その他	57,395	賞与引当金	22,067
貸倒引当金	△11,111	未払金	54,783
固定資産	506,149	未払法人税等	29,519
有形固定資産	153,262	未払消費税等	49,119
建物	122,202	未払費用	83,121
工具、器具及び備品	6,914	リース債務	7,682
リース資産	24,144	その他	9,476
無形固定資産	22,727	固定負債	475,811
のれん	12,727	社債	25,000
商標権	135	長期借入金	343,145
ソフトウェア	3,279	繰延税金負債	21,958
ソフトウェア仮勘定	4,381	リース債務	21,301
リース資産	2,204	資産除去債務	63,407
投資その他の資産	330,160	その他	1,000
投資有価証券	220,166		
関係会社株式	10,200		

出資金	0		
長期貸付金	762		
リース投資資産	1,006		
その他	186,293		
貸倒引当金	△88,268		
繰延資産	763		
社債発行費	763		
		負債合計	2,001,241
		(純資産の部)	
		株主資本	317,650
		資本金	190,231
		資本剰余金	125,231
		資本準備金	125,231
		利益剰余金	26,638
		その他利益剰余金	26,638
		繰越利益剰余金	26,638
		自己株式	△24,450
		評価・換算差額等	63,824
		その他有価証券評価差額金	63,824
		新株予約権	3,530
		純資産合計	385,005
資産合計	2,386,247	負債・純資産合計	2,386,247

② 損益計算書（2024年2月1日～2025年1月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		7,276,327
売上原価		5,268,969
売上総利益		2,007,357
販売費及び一般管理費		1,946,909
営業利益		60,447
営業外収益		
受取利息	396	
その他	41,894	42,291
営業外費用		
支払利息	9,495	
その他	17,791	27,287
経常利益		75,452
特別利益		
償却債権取立益	65	65
特別損失		
投資有価証券評価損	18,243	18,243
税引前当期純利益		57,273
法人税、住民税及び事業税	20,762	
法人税等調整額	△6,753	14,009
当期純利益		43,264

③ 株主資本等変動計算書（2024年2月1日～2025年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	190,231	125,231	125,231	△16,626	△16,626	△24,450	274,385
事業年度中の 変動額	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	43,264	43,264	-	43,264
株主資本以外 の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の 変動額合計	-	-	-	43,264	43,264	-	43,264
当期末残高	190,231	125,231	125,231	26,638	26,638	△24,450	317,650

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産 合計
	その他 有価証券評価 差額金	評価・ 換算差額等合計		
当期首残高	127,239	127,239	3,530	405,155
事業年度中の変動 額	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	43,264

株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△63,415	△63,415	-	△63,415
事業年度中の変動 額合計	△63,415	△63,415	-	△20,150
当期末残高	63,824	63,824	3,530	385,005

④ 個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10～15年
建物付属設備	8～15年
工具、器具及び備品	4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権貸倒に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

トランスフォーメーション事業

①統合型マーケティング領域

統合型マーケティングの履行義務は、主に顧客に対するセールス活動の役割提供が完了し、且つ顧客からエンドユーザーに対する商品の提供が完了することにより充足されるため、当該一時点において収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、契約条件に従って、履行義務の充足前に前受けの形式により対価を受領する場合には、前受金を計上しております。

②ソリューション領域

当社の販売網において、顧客に対しソリューション提供をおこない、顧客に対し成果物の引渡又は検収が完了した時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、契約条件に従って、履行義務の充足前に前受けの形式により対価を受領する場合には、前受金を計上しております。

③その他領域

その他領域（主にICT/プログラミング教育サービス）においては、フランチャイズ権の付与により収入（加盟金及びロイヤルティ収入）が生じております。加盟金は、顧客によるフランチャイズ教室の開校手続きが完了することにより履行義務が充足され、その時点で収益を認識しております。ロイヤルティ収入は、ライセンス先の事業者の売上高に基づいて生じるものであり、ライセンス先の事業者において当該商品が販売された時点で収益を認識しております。また、ICT/プログラミング教育サービスに付随して、顧客に対する物品販売をおこなっており、顧客に対し物品の引渡又は検収が完了した時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、契約条件に従って、履行義務の充足前に前受けの形式により対価を受領する場合には、前受金を計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

社債発行費

社債償還期間（5年間）にわたり均等償却をしております。

II. 会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

該当はありません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出し、継続的な事業収支の把握がなされる最小の単位に基づき資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産については個別にグルーピングを行っております。

減損の兆候がある資産グループについては、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合に

は減損損失を認識しております。

当事業年度において、事業計画上の投資回収可能性が低いとみなしたソフトウェア等の資産、及び利用及び開発を中止したソフトウェア等のシステム関連の遊休資産、並びに実績を勘案して投資回収可能性が低いとみなした事業のシステム関連の資産、並びに子会社吸収合併に伴い当初の前提と異なる評価となったのれん等について回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化など、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、当社の財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 投資有価証券の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券	220,166千円
投資有価証券評価損	18,243千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来的に協業の可能性がある企業への投資を行っております。当該投資は、貸借対照表の「投資有価証券」に計上しております。なお、非上場株式等については、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」における市場価格のない株式等であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。超過収益力を加味して取得した非上場株式については、減損処理を行うにあたり、投資先の過去の財務情報の実績や入手した投資先の事業計画等を基に実質価額を算出し、当該実質価額と取得原価の差額を投資有価証券評価損として計上しております。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	125,517千円
----------------	-----------

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	16,529千円
短期金銭債務	2,665千円

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	132,854千円
その他営業取引による取引高	50,576千円
営業取引以外の取引による取引高	8,613千円

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式数

普通株式	12,627株
------	---------
2. 当事業年度の末日における自己株式数

普通株式	150株
------	------
3. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）に関する事項

第3回新株予約権（2018年1月26日決議）	普通株式	136株
第4回新株予約権（2020年2月7日決議）	普通株式	170株
第5回新株予約権（2022年4月29日決議）	普通株式	255株
第6回新株予約権（2022年12月13日決議）	普通株式	359株
第7回新株予約権（2022年12月13日決議）	普通株式	500株

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税等	3,961千円
貸倒引当金	30,410
賞与引当金	6,752
未払社会保険料	1,045
資産除去債務	20,107
減損損失	3,990

ソフトウェア	1,791
繰越欠損金	37,787
その他（資産）	1,200
繰延税金資産小計	107,046
評価性引当額	△86,945
繰延税金資産合計	20,101
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	13,917
その他有価証券評価差額金	28,141
繰延税金負債合計	42,059
繰延税金負債の純額	△21,958

VII. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、複合機及び車両運搬具の一部については所有権移転外ファイナンスリース取引により使用しております。

VIII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております（主に銀行借入）。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権について、当社は債権管理規程に従い、営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに

に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
 投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

当社は短期借入金及び長期借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、債権管理規程に従い管理部が主要な借入先からの条件等を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに条件及び残高を管理・検討しております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は社内規定に従い、営業債権について営業管理部が主要な取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、定期的に信用状況を調査把握し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価及び発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の実行・管理については、社内規定に従い、当社グループ各社を含め、当社の業務管理部の管理の下に行っており、当該規程に記載のない目的でデリバティブ取引を行っておりません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき業務管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を適正值に維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度の末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 (*1)	217,025	217,025	-
資産計	217,025	217,025	-
(1) 長期借入金 (*2)	521,643	521,643	-

(2) 社債 (*3)	35,000	35,000	-
負債計	556,643	556,643	-

(*1) 市場価格のない株式等は、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	2025年1月31日
非上場株式	3,141
関係会社株式	10,200

非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めて計上しております。

(*3) 社債は1年以内償還社債の社債を含めて計上しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
資 産

(1) 投資有価証券

この時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 長期借入金 (2) 社債

この時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。主に、変動金利であるため、貸借対照表計上額と時価に差異は生じておりません。

3. 社債、長期借入金の決算日後5年間の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	10,000	10,000	10,000	5,000	-	-

長期借入金	172,208	126,104	107,712	45,369	7,140	63,110
-------	---------	---------	---------	--------	-------	--------

4. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察可能でない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	217,025	-	-	217,025
資産計	217,025	-	-	217,025

(2) 時価で貸借対照表に計上しない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	521,643	-	521,643
社債	-	35,000	-	35,000
負債計	-	556,643	-	556,643

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金 社債

これらは変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、レベル2の時価に分類しております。

IX. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

X. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 30,574円26銭

1株当たり当期純利益 3,467円55銭

XI. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

XII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年2月1日から2025年1月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく

示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき点は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025年4月15日

株式会社グローバルキャスト 監査役会

常勤監査役 水野 純一 ⑩

社外監査役 大倉 淳 ⑩

社外監査役 花村 総一郎 ⑩

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 「第2条（目的）」の変更

当社は、本定時株主総会に第1号議案として付議したとおり、2026年1月16日に開催した取締役会において、2026年4月1日を効力発生日として当社を株式交換完全親会社、株式会社グローバルキャスト（以下「グローバルキャスト」）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）を実施することについて決議しました。本株式交換の実施に伴いグローバルキャストは当社の完全子会社となる見込みであることから、当社及び完全子会社となるグローバルキャストの事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開の多様化に対応するため、変更案第2条のとおり目的を追加するものです

(2) 「第6条（発行可能株式総数）」の変更

上記に記載した本株式交換の実施と併せて、2026年1月16日に取締役会において第三者割当の方法により株式会社光通信に対して2026年2月2日を割当日として新株予約権を発行（以下「本新株予約権」）することについて決議しました。本株式交換により新たにグローバルキャストに対して当社株式21,801,702株を交付する予定であり、また本新株予約権については2,500,000株（新株予約権個数25,000個）の割当を行う予定ですが、現状の当社発行済株式総数21,886,130株に対して、本株式交換の実施により新たに発行される株式数と本新株予約権をすべて行使した場合における新規発行株式数を加算した場合、現状の発行可能株式総数35,000,000株を超過するため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更案第6条のとおり、変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～30. (条文省略) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)</p> <p>31. 前各号に附帯又は関連する一切の業務</p> <p>第3条～第5条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>3500万株</u>とする。</p> <p>第6条～第45条 (条文省略)</p>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ～30. (現行どおり) <u>31. 建築工事及び設備工事業、内装仕上げ工事業</u> <u>32. 介護保険法に基づく居宅サービス事業</u> <u>33. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業</u> <u>34. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業</u> <u>35. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス業</u> <u>36. 介護保険法に基づく第1号事業</u> <u>37. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス業</u> 38. (現行どおり)</p> <p>第3条～第5条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>8000万株</u>とする。</p> <p>第6条～第45条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

また、第1号議案に記載のとおり株式会社グローバルキャスト（以下「グローバルキャスト」）と持株会社体制への移行を前提とした株式交換を実施するにあたり、グローバルキャストとの相互協力による経営基盤強化を図るため、グローバルキャストより派遣される取締役3名を増員した取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	倉林 聡子 (クラハヤシ サトコ) (1974年5月13日生)	1997年4月 株式会社CSK（現SCSK株式会社）入社 2005年12月 株式会社アプリックス 入社 2011年1月 当社 内部監査室 室長 2014年6月 当社 プロセス改善推進室 室長 2017年4月 当社 経営管理部 部長（現任） 2018年3月 当社 執行役員 2019年3月 当社 取締役 株式会社BEAMO 取締役 2019年8月 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 取締役（現任） 2020年3月 当社 常務取締役 2022年3月 当社 代表取締役社長（現任） 株式会社BEAMO 代表取締役社長 2025年3月 株式会社セキュア 社外取締役（現任） 【重要な兼職の状況】 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 取締役 株式会社セキュア 社外取締役	100,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
2	鳥越洋輔 (トリゴエ ヨウスケ) (1985年2月2日生)	2009年8月 テレコムサービス株式会社 入社 2013年1月 ガゼル株式会社 (出向) 情報通信事業本部SHOP事業部財務管 理本部データ戦略部 マネージャー 2015年4月 ガゼル株式会社 (出向) コンシューマー事業本部モバイル第 一事業部商品企画部 統轄部長 2018年1月 株式会社Mobile Style 代表取締役 2018年2月 スマートモバイルコミュニケーショ ンズ株式会社 代表取締役社長 (現 任) 2019年11月 執行役員 (現任) 2022年3月 当社 取締役 (現任) 株式会社BEAMO 取締役 【重要な兼職の状況】 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長	54,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	平松 庚三 (ヒラマツ コウゾウ) (1946年1月6日生)	<p>1973年 ソニー株式会社 (現ソニーグループ株式会社) 入社</p> <p>1986年 アメリカン・エクスプレス・インターナショナルジャパン 副社長</p> <p>1992年 株式会社IDGコミュニケーションズ 代表取締役</p> <p>1998年 AOLジャパン株式会社 代表取締役</p> <p>2003年 弥生株式会社 代表取締役</p> <p>2006年 株式会社ライブドア (現:株式会社LDH) 代表取締役</p> <p>小僧com株式会社 (現:KOZOCOM株式会社) 設立 取締役</p> <p>株式会社セシール 取締役</p> <p>2007年 株式会社カウイチ (現:買う市株式会社) 取締役</p> <p>2008年 小僧com株式会社 (現:KOZOCOM株式会社) 代表取締役会長 兼 社長</p> <p>2016年 当社 社外取締役 (現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】</p> <p>スマイルワークス株式会社 社外取締役</p>	—
4	田口 勉 (タグチ ツトム) (1953年8月2日生)	<p>1976年 株式会社シーイーシー 入社</p> <p>1998年 同社 取締役</p> <p>2004年 KVH株式会社 (現 Coltテクノロジーサービス株式会社) 常務執行役員</p> <p>2007年 株式会社アイネット 常務取締役</p> <p>2013年 同社 専務取締役</p> <p>2017年 同社 取締役副社長</p> <p>2018年 同社 上席顧問</p> <p>2018年 トライポッドワークス株式会社 取締役 (現任)</p> <p>2019年 当社 社外取締役 (現任)</p> <p>2020年 Neutrix Cloud Japan株式会社 代表取締役社長 CEO</p> <p>【重要な兼職の状況】</p> <p>トライポッドワークス株式会社 取締役</p> <p>一般社団法人セキュアIoTプラットフォーム協議会 理事</p>	44,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	川口 英幸 (カワグチ ヒデユキ) (1973年8月17日生)	1992年4月 有限会社中英開発 設立 2002年11月 日本光電話サービス株式会社 入社 2008年2月 株式会社グローバルキャスト 設立 代表取締役社長(現任) 2019年11月 株式会社メヴィアス(現:株式会社グローバルワン) 代表取締役社長 2023年5月 株式会社グローバルワン 取締役(現任) 【重要な兼職の状況】 株式会社グローバルキャスト 代表取締役社長 株式会社グローバルワン 取締役	—
6	神谷 和幸 (カミヤ カズユキ) (1983年12月20日生)	2004年5月 株式会社NTTデータ3C(現:株式会社NTTデータ・ウィズ) 入社 2008年6月 株式会社NKS 入社 2011年5月 株式会社グローバルキャスト 入社 2016年2月 同社 IT・Webソリューション事業部 ゼネラルマネージャー 2018年2月 同社 ソリューション営業部 ゼネラルマネージャー 2022年2月 同社 成長戦略グループ 執行役員(現任) 【重要な兼職の状況】 株式会社グローバルキャスト 執行役員	—
7	高垣 浩一 (タカガキ ヒロカズ) (1962年6月25日生)	1983年4月 ソニー株式会社 入社 2007年4月 ソニー・エリクソン・モバイルコミュニケーションズ株式会社 常務取締役 JP部門長 2009年7月 同社 常務取締役 営業本部長 2013年4月 ソニーモバイルコミュニケーションズジャパン株式会社 代表取締役社長 2018年4月 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 代表取締役 執行役員社長 兼 ソニーモバイルコミュニケーションズジャパン株式会社 代表取締役社長 2020年4月 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 代表取締役 執行役員社長 兼 ソニーマーケティング株式会社 執行役員副社長 2023年2月 株式会社グローバルキャスト 顧問(現任) 【重要な兼職の状況】 株式会社グローバルキャスト 顧問	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 平松庚三氏及び田口勉氏は社外取締役候補者であります。
3. 平松庚三氏及び田口勉氏を社外取締役候補者とした理由及び期待する役割は以下のとおりであります。
- 両氏は、企業経営に関する高度な知見と経験を当社の事業運営に活かしていただけることを期待し、両氏を社外取締役として選任することをお願いするものであります。
4. 平松庚三氏及び田口勉氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって平松庚三氏が10年、田口勉氏が7年となります。
5. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- 当社は、定款第30条において、社外取締役との間で、会社法第427条第1項に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
- 当社は平松庚三氏及び田口勉氏との間で責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、両氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、平松庚三氏及び田口勉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「会社役員の状況 ①取締役及び監査役の状況(2025年12月31日現在)」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役 坂口 禎彦氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

また、第3号議案と同様の理由によりグローバルキャストから派遣される監査役1名を増員した監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式数
1	坂 口 禎 彦 (サカグチ サダヒコ) (1958年1月26日生)	1994年4月 東京弁護士会 入会(至現在) 1994年4月 大東文化大学法学部法学研究所講師(現任) 2008年1月 東京簡易裁判所 司法委員(至2011年3月) 2010年4月 関東弁護士会連合会 常務理事 2017年1月 東京地方裁判所 鑑定委員(現任) 2018年3月 当社 社外監査役(現任) 2018年4月 東京弁護士会 副会長 2018年11月 司法試験審査委員及び司法試験予備試験 ~2021年10月 審査委員 2019年4月 日本公認会計士協会修了審査運営委員会 委員(現任) 【重要な兼職の状況】 大東文化大学法学部法学研究所講師 東京地方裁判所 鑑定委員 日本公認会計士協会修了審査運営委員会委員	22,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	望月明人 (モチヅキ アキヒト) (1954年4月11日生)	1977年4月 山一証券株式会社 入社 1980年4月 学校法人産業能率大学総合研究所 入職 1990年1月 株式会社ソシオテック研究所 取締役 2004年11月 クリオアドバイザーズ株式会社 取締役 2012年2月 株式会社サーバーワークス 社外取締役 2013年10月 株式会社リーベンス 取締役 2014年10月 ディエスコンサルティング株式会社 代表取締役 2015年5月 株式会社サーバーワークス 社外監査役 2018年4月 NO WALL株式会社 代表取締役 2019年3月 株式会社アクリート 社外監査役 2019年4月 株式会社エーエスピー 取締役会長(現任) 2019年2月 株式会社グローバルキャスト 社外取締役(現任) 2022年5月 株式会社G&G 社外取締役 2023年9月 株式会社G&Gホールディングス 社外取締役 2023年6月 株式会社ナビック 社外取締役(現任) 2025年1月 クロスメディテック株式会社 社外取締役(現任) 【重要な兼職の状況】 株式会社グローバルキャスト 社外取締役 株式会社エーエスピー 取締役会長 株式会社ナビック 社外取締役 クロスメディテック株式会社 社外取締役	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 坂口禎彦氏は、社外監査役候補者であります。
3. 坂口禎彦氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
 弁護士の資格を有しており、豊富なキャリアに基づく法律に関する専門知識を当社監査体制に活かしていただけたものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものです。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
4. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
 当社は、定款第40条において、社外監査役との間で、会社法第427条第1項に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。当社は坂口禎彦氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。
5. 坂口禎彦氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
6. 当社は、坂口禎彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「会社役員等の状況 ①取締役及び監査役等の状況(2025年12月31日現在)」に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありました監査法人ハイビスカス東京事務所は、2025年7月1日をもってUHY東京監査法人と経営統合し、当社の監査業務を担当しておりました公認会計士がUHY東京監査法人に移籍したことから、2025年6月17日付で会計監査人を辞任しております。それに伴い、同日開催の監査役会においてUHY東京監査法人を一時会計監査人に選任し、同監査法人が就任しております。

つきましては、監査役会の決定に基づき、一時会計監査人でありましたUHY東京監査法人を、改めて会計監査人に選任することをお願いするものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	UHY東京監査法人
事 務 所	東京事務所 東京都品川区上大崎3-1-1 JR東急目黒ビル4F 名古屋事務所 愛知県名古屋市中区栄2-1-1 日土地名古屋ビル4F
沿 革	1984年4月 サンエー監査法人設立 2011年2月 UHY Internationalのメンバーファームとなる 2011年6月 名称をUHY東京監査法人に変更 2025年7月 監査法人ハイビスカス東京事務所と経営統合
概 要	構成人員 代表社員（公認会計士） 6名 社員（公認会計士） 11名 職員 60名

(注) 監査役会がUHY東京監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、監査法人ハイビスカスで当社の担当をしていた公認会計士等がUHY東京監査法人へ移籍し当社の担当を継続していること及び同法人の品質管理体制、独立性、専門性、監査活動の実施体制及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

以 上

＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2026年3月30日（月曜日）の午後7時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）

- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿一丁目24番1号
エステック情報ビル21階 会議室A
電話 03-3342-3511（代表）



○交通機関

- J R線『新宿駅』J R西口出口より徒歩約5分
- 小田急線『新宿駅』西口地下出口より徒歩約5分
- 京王線『新宿駅』京王西口出口より徒歩約5分
- 東京メトロ丸ノ内線『新宿駅』A14出口より 徒歩約6分
- 都営地下鉄大江戸線『都庁前駅』B1出口より 徒歩約5分

※当日は公共交通機関をご利用ください。